

福島県災害廃棄物処理計画

— 資 料 編 —

令和3年3月

福 島 県

資料編 目次

第1 災害廃棄物発生量の推計	1
1 地震災害における災害廃棄物発生量の推計の考え方	1
(1) 災害廃棄物発生量の推計方法	1
(2) 災害廃棄物発生量の推計結果	5
2 風水害における災害廃棄物発生量の推計の考え方	24
(1) 災害廃棄物発生量の推計方法	24
(2) 被害区分別浸水家屋数の推計結果	26
(3) 災害廃棄物発生量の推計結果	28
3 市町村別の一次仮置場必要面積	32
(1) 一次仮置場の必要面積の算出方法	32
(2) 仮置可能量と占用面積	32
(3) 市町村別の一次仮置場必要面積	35
第2 関係機関連絡先	44
1 市町村担当部署	44
2 一部事務組合	46
3 一般廃棄物処理施設	47
4 一般廃棄物最終処分場	48
5 し尿処理施設	49
第3 災害時の応援協定	50
1 大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定	50
2 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	53
3 災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び 新潟県五県相互応援に関する協定	58
4 大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書	62
5 大規模災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定書	71
6 大規模災害時における建築物等の解体等に伴う災害廃棄物の 収集運搬等に関する協定書	79
7 災害廃棄物の処分又は再生を他市町村で行う際の通知(例)	84
8 他自治体に災害廃棄物の処理を委託する場合の委託契約書の例	85
9 市町村が県に災害等廃棄物処理を事務委任する場合の規約の例	90
第4 関係法令、通知等確認サイト	91

第1 災害廃棄物発生量の推計

1 地震災害における災害廃棄物発生量の推計の考え方

(1) 災害廃棄物の発生量の推計方法

ア 災害廃棄物発生量

災害廃棄物発生量は、災害廃棄物対策指針（改訂版）（平成30年3月環境省。以下、「災害廃棄物対策指針」という。）で定める方法により推計した。

災害廃棄物発生量の推計のながれを図1-1-1、推計に用いる条件を、表1-1-1、表1-1-2に示す。

なお、建物被害棟数は、「福島県地域防災計画」の地震・津波被害想定結果を用いた。

【地震による災害廃棄物量の推計式】

災害廃棄物発生量 = 建物被害棟数（全壊、半壊、焼失）（棟） × 発生原単位（t/棟）
 災害廃棄物の種類別発生量は、「災害廃棄物発生量」に表1-1-2に示す種類別割合（%）を乗じて算出する

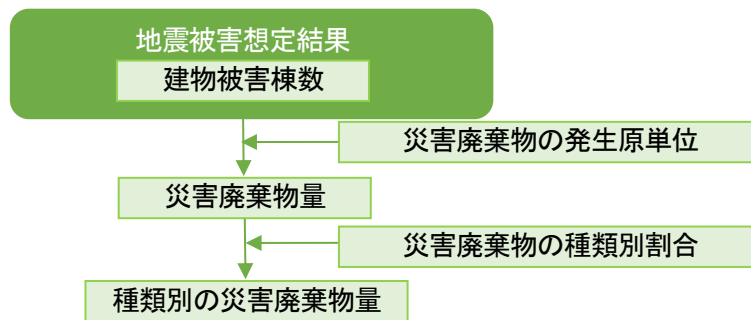


図1-1-1 災害廃棄物発生量の推計のながれ

表1-1-1 災害廃棄物の発生量の推計に用いる標準的な発生原単位

被害区分	液状化、揺れ、津波	火災焼失（全焼） （トン/棟）	備考
全壊	117 t/棟	木造：78 t/棟 非木造：98 t/棟	火災焼失の原単位は、全壊117t/棟から減容率（木造34%、非木造16%）を差し引いた値
半壊	23 t/棟	—	
床上浸水	4.60 t/世帯	—	
床下浸水	0.62 t/世帯	—	

出典：災害廃棄物対策指針（改訂版）（平成30年3月：環境省）技術資料【技14-2】

表 1-1-2 災害廃棄物の種類別割合

災害廃棄物の種類	地震による被害		津波を伴う 地震被害 (%)	火災	
	木造 (%)	非木造 (%)		火災焼失量 (t/m ³)	割合 (%)
可燃物	1	2	16	0	0
不燃物	26	0	30	0	0
コンクリートがら	51	93	43	0.08	38.6
金属くず	1	3	3	0.008	3.9
柱角材	18	0	4	0.0003	0.1
その他	3	2	4	0.119	57.4
合計	100	100	100	0.207	100

出典：災害廃棄物対策指針（改訂版）（平成30年3月：環境省）技術資料【技 14-2】

イ 津波堆積物発生量

津波堆積物の発生量は、災害廃棄物対策指針に示される方法で推計する。

津波堆積物発生量の推計のながれを図 1-1-2、推計に用いた浸水面積を表 1-1-3 に示す。

なお、表 1-1-3 に示した浸水面積は、福島県の津波浸水想定に示された最大クラス津波の設定に基づく推計結果であり、最大クラス津波の設定の考え方を次ページに示す。

【津波堆積物発生量の推計式】

$$\text{津波堆積物量} = \text{津波浸水範囲 (m}^2\text{)} \times \text{津波堆積物発生原単位 (0.024t/m}^2\text{)}$$

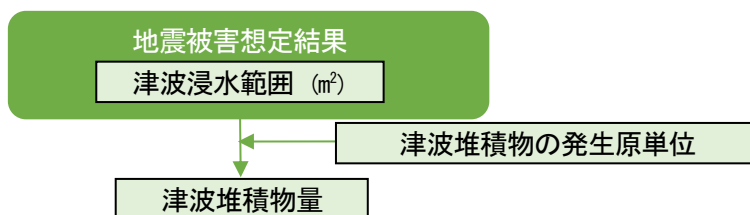


図 1-1-2 津波堆積物発生量の推計のながれ

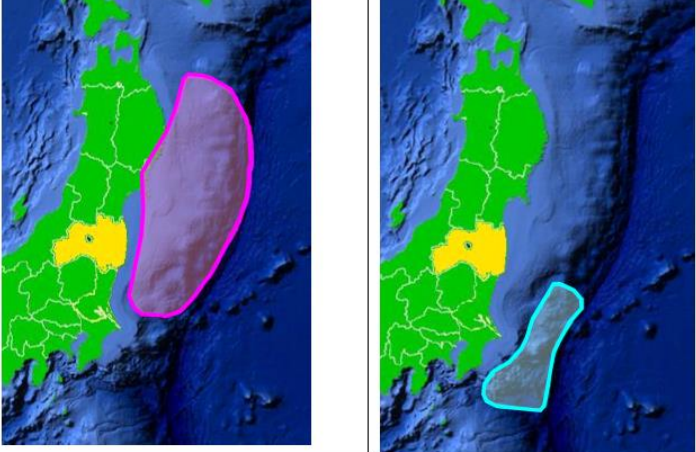
表 1-1-3 福島県地域防災計画における地震・津波被害想定結果

市町名	浸水面積 (ha)		
	想定ケース 内閣府モデル津波	想定ケース 茨城県モデル津波	最大包絡値
新地町	997.4	161.9	977.4
相馬市	2,795.9	357.1	2,795.9
南相馬市	4,672.8	553.9	4,672.8
浪江町	782.2	159.6	782.2
双葉町	463.5	79.6	463.5
大熊町	288.9	67.7	288.9
富岡町	245.1	80.6	245.1
檜葉町	328.9	131.2	328.9
広野町	161.9	108.1	161.9
いわき市	3,503.1	2,351.6	3,579.7
合計	14,239.7	4,051.3	14,296.3

【参考】最大クラスの津波設定について

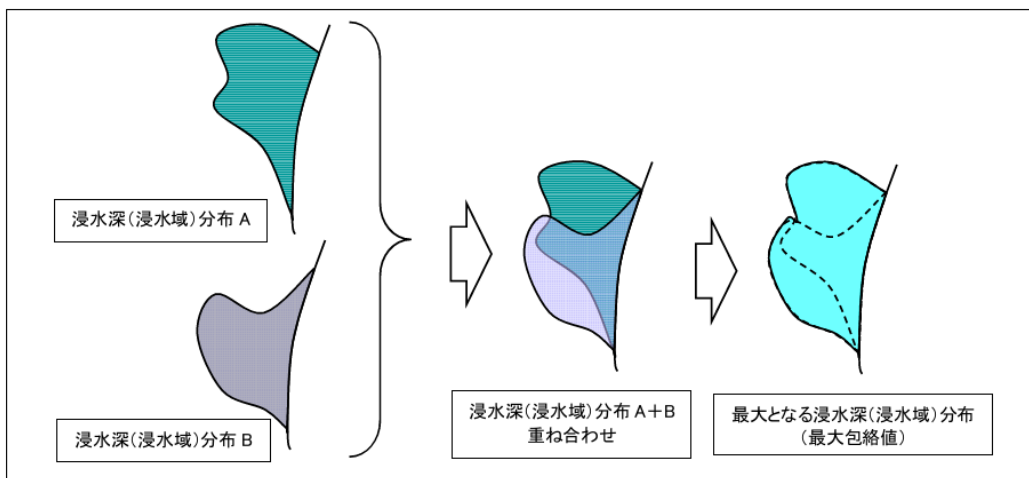
過去に福島県沿岸に来襲した既往津波と今後來襲する可能性のある想定津波の津波高を整理の上、津波の高さが大きい以下の2津波を最大クラスの津波として設定した。

津波浸水想定で選定された最大クラスの津波

対象津波	① 東北地方太平洋沖地震津波 (内閣府モデル)	② 房総沖を波源とする津波 (茨城県モデル)
マグニチュード※	Mw=9.0 Mt=9.1~9.4	Mw=8.4 Mt=8.6~9.0
使用モデル	内閣府モデル(すべり量 0.9~1.3 倍)	茨城県モデル
概要	説明	<p>平成23年3月11日、三陸沖を震源とした地震により発生した津波。東日本大震災を引き起こし、東北から関東を中心に甚大な被害をもたらした津波の再来を想定。</p> <p>地震調査研究推進本部から平成23年11月に公表された「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価(第二版)について」を基に想定した地震。 (平成19年に茨城県で想定した津波「延宝房総沖地震津波」の震源域等をもとに、すべり量を1.5倍にした想定津波。実際に発生した規模ではないことに留意。)</p>
	震源域	

※Mwはモーメントマグニチュード、Mtは津波マグニチュード

津波浸水想定では最大クラスの津波の2波源による津波シミュレーションの結果を重ね合わせ、以下のように各計算メッシュで最大となる浸水域、最大となる浸水深を抽出した(最大包絡値)。



最大となる浸水域、浸水深算定(最大包絡値)の模式図

出典：福島県地震・津波被害想定調査(福島県防災会議 地震・津波対策部会)

(2) 災害廃棄物発生量の推計結果

ア 災害廃棄物発生量

想定地震ごとの被害棟数及び災害廃棄物の発生量の推計値、並びに、種類別災害廃棄物の発生量の推計結果を表 1-1-4、表 1-1-5 に示す。

表 1-1-4 想定地震ごとの建物被害状況及び災害廃棄物の発生量

想定地震	被害棟数（棟）			災害廃棄物発生量（千 t）			
	木造	非木造	木造・焼失	木造	非木造	木造・焼失	合計
福島盆地西縁断層帯地震	11,305	496	1,604	1,320	60	130	1,510
会津盆地西縁断層帯地震	11,033	341	863	1,290	40	70	1,400
双葉断層地震	7,724	217	499	900	30	40	970
福島県沖地震	4,733	158	0	550	20	0	570

表 1-1-5 想定地震ごとの災害廃棄物の種類別発生量

想定地震	災害廃棄物発生量（千 t）						
	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属くず	その他	合計
福島盆地西縁断層帯地震	240	10	420	780	20	40	1,510
会津盆地西縁断層帯地震	230	10	370	720	20	40	1,390
双葉断層地震	160	10	260	500	10	30	970
福島県沖地震	20	90	170	250	20	20	570

イ 津波堆積物発生量

想定津波ごとの津波堆積物の発生量の推計結果を表 1-1-6 に示す。

表 1-1-6 想定津波ごとの津波堆積物の発生量

市町名	津波堆積物発生量（千 t）		
	想定ケース 内閣府モデル津波	想定ケース 茨城県モデル津波	最大包絡値
新地町	240	40	230
相馬市	670	90	670
南相馬市	1,120	130	1,120
浪江町	190	40	190
双葉町	110	20	110
大熊町	70	20	70
富岡町	60	20	60
楢葉町	80	30	80
広野町	40	30	40
いわき市	840	560	860
合計	3,420	980	3,430

ウ 地域別の災害廃棄物発生量

想定地震ごとの地域別の災害廃棄物の発生量を表 1-1-7 から表 1-1-10 に示す。

表 1-1-7 地域別の災害廃棄物の種類別発生量（福島盆地西縁断層帯地震）

地域	災害廃棄物発生量 (t)						
	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属くず	その他	合計
県北	234,820	14,120	410,810	763,520	19,540	40,200	1,483,010
県中	150	70	210	3,250	100	90	3,870
県南	210	10	300	710	20	40	1,290
会津	2,990	180	4,320	9,230	190	510	17,420
南会津	0	0	0	0	0	0	0
相双	40	0	60	120	0	10	230
いわき	0	0	0	0	0	0	0
合計	238,210	14,380	415,700	776,830	19,850	40,850	1,505,820

表 1-1-8 地域別の災害廃棄物の種類別発生量（会津盆地西縁断層帯地震）

地域	災害廃棄物発生量 (t)						
	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属くず	その他	合計
県北	0	0	0	0	0	0	0
県中	130	20	180	1,120	30	40	1,520
県南	0	0	0	0	0	0	0
会津	230,530	13,560	371,520	714,090	16,560	39,170	1,385,430
南会津	1,770	120	2,560	6,210	140	320	11,120
相双	0	0	0	0	0	0	0
いわき	0	0	0	0	0	0	0
合計	232,430	13,700	374,260	721,420	16,730	39,530	1,398,070

表 1-1-9 地域別の災害廃棄物の種類別発生量（双葉断層地震）

地域	災害廃棄物発生量（t）						合計
	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属くず	その他	
県北	12,290	760	25,030	43,510	1,300	2,130	85,020
県中	0	0	0	210	10	0	220
県南	0	0	0	0	0	0	0
会津	0	0	0	0	0	0	0
南会津	0	0	0	0	0	0	0
相双	150,420	8,780	232,270	455,810	10,010	25,490	882,780
いわき	0	0	0	0	0	0	0
合計	162,710	9,540	257,300	499,530	11,320	27,620	968,020

表 1-1-10 地域別の災害廃棄物の種類別発生量（福島県沖地震）

地域	災害廃棄物発生量（t）						合計
	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属くず	その他	
県北	0	0	0	0	0	0	0
県中	20	80	140	200	10	20	470
県南	0	0	0	0	0	0	0
会津	0	0	0	0	0	0	0
南会津	0	0	0	0	0	0	0
相双	4,380	17,520	32,860	47,090	3,290	4,380	109,520
いわき	18,490	73,960	138,680	198,770	13,870	18,490	462,260
合計	22,890	91,560	171,680	246,060	17,170	22,890	572,250

エ 市町村別災害廃棄物発生量

想定地震ごとの各市町村の被害棟数及び災害廃棄物の発生量の推計値を表 1-1-11 から表 1-1-14 に示す。

また、想定地震ごとの各市町村の災害廃棄物の種類別の発生量の推計値を表 1-1-15 から表 1-1-18 に示す。

表 1-1-11 被害棟数及び災害廃棄物発生量（福島盆地西縁断層帯地震）

市町村	被害棟数（棟）			発生推計量（t）			
	木造	非木造	木造・焼失	木造	非木造	木造・焼失	合計
福島市	7,813	316	1,604	914,121	36,972	125,112	1,076,205
会津若松市	12	0	0	1,404	0	0	1,404
郡山市	7	26	0	819	3,042	0	3,861
いわき市	0	0	0	0	0	0	0
白河市	0	0	0	0	0	0	0
須賀川市	0	0	0	0	0	0	0
喜多方市	10	0	0	1,170	0	0	1,170
相馬市	1	0	0	117	0	0	117
二本松市	631	46	0	73,827	5,382	0	79,209
田村市	0	0	0	0	0	0	0
南相馬市	1	0	0	117	0	0	117
伊達市	1,344	44	0	157,248	5,148	0	162,396
本宮市	19	8	0	2,223	936	0	3,159
伊達郡桑折町	521	21	0	60,957	2,457	0	63,414
伊達郡国見町	448	17	0	52,416	1,989	0	54,405
伊達郡川俣町	105	4	0	12,285	468	0	12,753
安達郡大玉村	263	6	0	30,771	702	0	31,473
岩瀬郡鏡石町	0	0	0	0	0	0	0
岩瀬郡天栄村	0	0	0	0	0	0	0
南会津郡下郷町	0	0	0	0	0	0	0
南会津郡檜枝岐村	0	0	0	0	0	0	0
南会津郡只見町	0	0	0	0	0	0	0
南会津郡南会津町	0	0	0	0	0	0	0
耶麻郡北塩原村	5	1	0	585	117	0	702
耶麻郡西会津町	0	0	0	0	0	0	0
耶麻郡磐梯町	0	0	0	0	0	0	0
耶麻郡猪苗代町	114	6	0	13,338	702	0	14,040
河沼郡会津坂下町	0	0	0	0	0	0	0
河沼郡湯川村	1	0	0	117	0	0	117
河沼郡柳津町	0	0	0	0	0	0	0
大沼郡三島町	0	0	0	0	0	0	0
大沼郡金山町	0	0	0	0	0	0	0
大沼郡昭和村	0	0	0	0	0	0	0
大沼郡会津美里町	0	0	0	0	0	0	0
西白河郡西郷村	0	0	0	0	0	0	0
西白河郡泉崎村	0	0	0	0	0	0	0
西白河郡中島村	0	0	0	0	0	0	0
西白河郡矢吹町	10	1	0	1,170	117	0	1,287

市町村	被害棟数（棟）			発生推計量（t）			
	木造	非木造	木造・焼失	木造	非木造	木造・焼失	合計
東白川郡棚倉町	0	0	0	0	0	0	0
東白川郡矢祭町	0	0	0	0	0	0	0
東白川郡塙町	0	0	0	0	0	0	0
東白川郡鮫川村	0	0	0	0	0	0	0
石川郡石川町	0	0	0	0	0	0	0
石川郡玉川村	0	0	0	0	0	0	0
石川郡平田村	0	0	0	0	0	0	0
石川郡浅川町	0	0	0	0	0	0	0
石川郡古殿町	0	0	0	0	0	0	0
田村郡三春町	0	0	0	0	0	0	0
田村郡小野町	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡広野町	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡檜葉町	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡富岡町	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡川内村	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡大熊町	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡双葉町	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡浪江町	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡葛尾村	0	0	0	0	0	0	0
相馬郡新地町	0	0	0	0	0	0	0
相馬郡飯館村	0	0	0	0	0	0	0
合計	11,305	496	1,604	1,322,685	58,032	125,112	1,505,829

表 1-1-12 被害棟数及び災害廃棄物発生量（会津盆地西縁断層帯地震）

市町村	被害棟数（棟）			発生推計量（t）			合計
	木造	非木造	木造・焼失	木造	非木造	木造・焼失	
福島市	0	0	0	0	0	0	0
会津若松市	3,143	64	322	367,731	7,488	25,116	400,335
郡山市	5	7	0	585	819	0	1,404
いわき市	0	0	0	0	0	0	0
白河市	0	0	0	0	0	0	0
須賀川市	0	0	0	0	0	0	0
喜多方市	2,851	133	216	333,567	15,561	16,848	365,976
相馬市	0	0	0	0	0	0	0
二本松市	0	0	0	0	0	0	0
田村市	0	0	0	0	0	0	0
南相馬市	0	0	0	0	0	0	0
伊達市	0	0	0	0	0	0	0
本宮市	0	0	0	0	0	0	0
伊達郡桑折町	0	0	0	0	0	0	0
伊達郡国見町	0	0	0	0	0	0	0
伊達郡川俣町	0	0	0	0	0	0	0
安達郡大玉村	0	0	0	0	0	0	0
岩瀬郡鏡石町	0	0	0	0	0	0	0
岩瀬郡天栄村	1	0	0	117	0	0	117
南会津郡下郷町	82	7	0	9,594	819	0	10,413
南会津郡檜枝岐村	0	0	0	0	0	0	0
南会津郡只見町	1	0	0	117	0	0	117
南会津郡南会津町	1	4	0	117	468	0	585
耶麻郡北塩原村	67	2	0	7,839	234	0	8,073
耶麻郡西会津町	250	11	0	29,250	1,287	0	30,537
耶麻郡磐梯町	151	5	0	17,667	585	0	18,252
耶麻郡猪苗代町	81	4	0	9,477	468	0	9,945
河沼郡会津坂下町	1,861	55	325	217,737	6,435	25,350	249,522
河沼郡湯川村	359	3	0	42,003	351	0	42,354
河沼郡柳津町	345	6	0	40,365	702	0	41,067
大沼郡三島町	125	3	0	14,625	351	0	14,976
大沼郡金山町	45	1	0	5,265	117	0	5,382
大沼郡昭和村	50	0	0	5,850	0	0	5,850
大沼郡会津美里町	1,615	36	0	188,955	4,212	0	193,167
西白河郡西郷村	0	0	0	0	0	0	0
西白河郡泉崎村	0	0	0	0	0	0	0
西白河郡中島村	0	0	0	0	0	0	0
西白河郡矢吹町	0	0	0	0	0	0	0
東白川郡棚倉町	0	0	0	0	0	0	0
東白川郡矢祭町	0	0	0	0	0	0	0
東白川郡塙町	0	0	0	0	0	0	0
東白川郡鮫川村	0	0	0	0	0	0	0
石川郡石川町	0	0	0	0	0	0	0
石川郡玉川村	0	0	0	0	0	0	0

市町村	被害棟数（棟）			発生推計量（t）			
	木造	非木造	木造・焼失	木造	非木造	木造・焼失	合計
石川郡平田村	0	0	0	0	0	0	0
石川郡浅川町	0	0	0	0	0	0	0
石川郡古殿町	0	0	0	0	0	0	0
田村郡三春町	0	0	0	0	0	0	0
田村郡小野町	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡広野町	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡檜葉町	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡富岡町	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡川内村	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡大熊町	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡双葉町	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡浪江町	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡葛尾村	0	0	0	0	0	0	0
相馬郡新地町	0	0	0	0	0	0	0
相馬郡飯舘村	0	0	0	0	0	0	0
合計	11,033	341	863	1,290,861	39,897	67,314	1,398,072

表 1-1-13 被害棟数及び災害廃棄物発生量（双葉断層地震）

市町村	被害棟数（棟）			発生推計量（t）			
	木造	非木造	木造・焼失	木造	非木造	木造・焼失	合計
福島市	0	5	0	0	585	0	585
会津若松市	0	0	0	0	0	0	0
郡山市	0	1	0	0	117	0	117
いわき市	0	0	0	0	0	0	0
白河市	0	0	0	0	0	0	0
須賀川市	0	0	0	0	0	0	0
喜多方市	0	0	0	0	0	0	0
相馬市	2,188	74	336	255,996	8,658	26,208	290,862
二本松市	0	2	0	0	234	0	234
田村市	0	1	0	0	117	0	117
南相馬市	3,650	83	0	427,050	9,711	0	436,761
伊達市	386	15	0	45,162	1,755	0	46,917
本宮市	0	0	0	0	0	0	0
伊達郡桑折町	32	4	163	3,744	468	12,714	16,926
伊達郡国見町	117	6	0	13,689	702	0	14,391
伊達郡川俣町	48	3	0	5,616	351	0	5,967
安達郡大玉村	0	0	0	0	0	0	0
岩瀬郡鏡石町	0	0	0	0	0	0	0
岩瀬郡天栄村	0	0	0	0	0	0	0
南会津郡下郷町	0	0	0	0	0	0	0
南会津郡檜枝岐村	0	0	0	0	0	0	0
南会津郡只見町	0	0	0	0	0	0	0
南会津郡南会津町	0	0	0	0	0	0	0
耶麻郡北塩原村	0	0	0	0	0	0	0
耶麻郡西会津町	0	0	0	0	0	0	0
耶麻郡磐梯町	0	0	0	0	0	0	0
耶麻郡猪苗代町	0	0	0	0	0	0	0
河沼郡会津坂下町	0	0	0	0	0	0	0
河沼郡湯川村	0	0	0	0	0	0	0
河沼郡柳津町	0	0	0	0	0	0	0
大沼郡三島町	0	0	0	0	0	0	0
大沼郡金山町	0	0	0	0	0	0	0
大沼郡昭和村	0	0	0	0	0	0	0
大沼郡会津美里町	0	0	0	0	0	0	0
西白河郡西郷村	0	0	0	0	0	0	0
西白河郡泉崎村	0	0	0	0	0	0	0
西白河郡中島村	0	0	0	0	0	0	0
西白河郡矢吹町	0	0	0	0	0	0	0
東白川郡棚倉町	0	0	0	0	0	0	0
東白川郡矢祭町	0	0	0	0	0	0	0
東白川郡塙町	0	0	0	0	0	0	0
東白川郡鮫川村	0	0	0	0	0	0	0
石川郡石川町	0	0	0	0	0	0	0
石川郡玉川村	0	0	0	0	0	0	0

市町村	被害棟数（棟）			発生推計量（t）			
	木造	非木造	木造・焼失	木造	非木造	木造・焼失	合計
石川郡平田村	0	0	0	0	0	0	0
石川郡浅川町	0	0	0	0	0	0	0
石川郡古殿町	0	0	0	0	0	0	0
田村郡三春町	0	0	0	0	0	0	0
田村郡小野町	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡広野町	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡檜葉町	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡富岡町	11	0	0	1,287	0	0	1,287
双葉郡川内村	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡大熊町	6	1	0	702	117	0	819
双葉郡双葉町	62	3	0	7,254	351	0	7,605
双葉郡浪江町	183	8	0	21,411	936	0	22,347
双葉郡葛尾村	1	0	0	117	0	0	117
相馬郡新地町	722	9	0	84,474	1,053	0	85,527
相馬郡飯舘村	318	2	0	37,206	234	0	37,440
合計	7,724	217	499	903,708	25,389	38,922	968,019

表 1-1-14 被害棟数及び災害廃棄物発生量（福島県沖地震）

市町村	被害棟数（棟）			発生推計量（t）			
	木造	非木造	木造・焼失	木造	非木造	木造・焼失	合計
福島市	0	0	0	0	0	0	0
会津若松市	0	0	0	0	0	0	0
郡山市	0	4	0	0	468	0	468
いわき市	3,832	119	0	448,344	13,923	0	462,267
白河市	0	0	0	0	0	0	0
須賀川市	0	0	0	0	0	0	0
喜多方市	0	0	0	0	0	0	0
相馬市	37	3	0	4,329	351	0	4,680
二本松市	0	0	0	0	0	0	0
田村市	0	0	0	0	0	0	0
南相馬市	330	9	0	38,610	1,053	0	39,663
伊達市	0	0	0	0	0	0	0
本宮市	0	0	0	0	0	0	0
伊達郡桑折町	0	0	0	0	0	0	0
伊達郡国見町	0	0	0	0	0	0	0
伊達郡川俣町	0	0	0	0	0	0	0
安達郡大玉村	0	0	0	0	0	0	0
岩瀬郡鏡石町	0	0	0	0	0	0	0
岩瀬郡天栄村	0	0	0	0	0	0	0
南会津郡下郷町	0	0	0	0	0	0	0
南会津郡檜枝岐村	0	0	0	0	0	0	0
南会津郡只見町	0	0	0	0	0	0	0
南会津郡南会津町	0	0	0	0	0	0	0
耶麻郡北塩原村	0	0	0	0	0	0	0
耶麻郡西会津町	0	0	0	0	0	0	0
耶麻郡磐梯町	0	0	0	0	0	0	0
耶麻郡猪苗代町	0	0	0	0	0	0	0
河沼郡会津坂下町	0	0	0	0	0	0	0
河沼郡湯川村	0	0	0	0	0	0	0
河沼郡柳津町	0	0	0	0	0	0	0
大沼郡三島町	0	0	0	0	0	0	0
大沼郡金山町	0	0	0	0	0	0	0
大沼郡昭和村	0	0	0	0	0	0	0
大沼郡会津美里町	0	0	0	0	0	0	0
西白河郡西郷村	0	0	0	0	0	0	0
西白河郡泉崎村	0	0	0	0	0	0	0
西白河郡中島村	0	0	0	0	0	0	0
西白河郡矢吹町	0	0	0	0	0	0	0
東白川郡棚倉町	0	0	0	0	0	0	0
東白川郡矢祭町	0	0	0	0	0	0	0
東白川郡塙町	0	0	0	0	0	0	0
東白川郡鮫川村	0	0	0	0	0	0	0
石川郡石川町	0	0	0	0	0	0	0
石川郡玉川村	0	0	0	0	0	0	0

市町村	被害棟数（棟）			発生推計量（t）			
	木造	非木造	木造・焼失	木造	非木造	木造・焼失	合計
石川郡平田村	0	0	0	0	0	0	0
石川郡浅川町	0	0	0	0	0	0	0
石川郡古殿町	0	0	0	0	0	0	0
田村郡三春町	0	0	0	0	0	0	0
田村郡小野町	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡広野町	36	3	0	4,212	351	0	4,563
双葉郡檜葉町	96	3	0	11,232	351	0	11,583
双葉郡富岡町	202	7	0	23,634	819	0	24,453
双葉郡川内村	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡大熊町	20	3	0	2,340	351	0	2,691
双葉郡双葉町	61	3	0	7,137	351	0	7,488
双葉郡浪江町	114	4	0	13,338	468	0	13,806
双葉郡葛尾村	0	0	0	0	0	0	0
相馬郡新地町	5	0	0	585	0	0	585
相馬郡飯舘村	0	0	0	0	0	0	0
合計	4,733	158	0	553,761	18,486	0	572,247

表 1-1-15 種類別の災害廃棄物発生量（福島盆地西縁断層帯地震）

市町村	災害廃棄物種類（t）						合計（t）
	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属くず	その他	
福島市	164,667	9,881	309,486	548,879	15,130	28,163	1,076,205
会津若松市	253	14	365	716	14	42	1,404
郡山市	147	69	213	3,247	99	85	3,861
いわき市	0	0	0	0	0	0	0
白河市	0	0	0	0	0	0	0
須賀川市	0	0	0	0	0	0	0
喜多方市	211	12	304	597	12	35	1,170
相馬市	21	1	30	60	1	4	117
二本松市	13,289	846	19,195	42,657	900	2,322	79,209
田村市	0	0	0	0	0	0	0
南相馬市	21	1	30	60	1	4	117
伊達市	28,305	1,675	40,884	84,984	1,727	4,820	162,396
本宮市	400	41	578	2,004	50	85	3,159
伊達郡桑折町	10,972	659	15,849	33,373	683	1,878	63,414
伊達郡国見町	9,435	564	13,628	28,582	584	1,612	54,405
伊達郡川俣町	2,211	132	3,194	6,701	137	378	12,753
安達郡大玉村	5,539	322	8,000	16,346	329	937	31,473
岩瀬郡鏡石町	0	0	0	0	0	0	0
岩瀬郡天栄村	0	0	0	0	0	0	0
南会津郡下郷町	0	0	0	0	0	0	0
南会津郡檜枝岐村	0	0	0	0	0	0	0
南会津郡只見町	0	0	0	0	0	0	0
南会津郡南会津町	0	0	0	0	0	0	0
耶麻郡北塩原村	105	8	152	407	9	20	702
耶麻郡西会津町	0	0	0	0	0	0	0
耶麻郡磐梯町	0	0	0	0	0	0	0
耶麻郡猪苗代町	2,401	147	3,468	7,455	154	414	14,040
河沼郡会津坂下町	0	0	0	0	0	0	0
河沼郡湯川村	21	1	30	60	1	4	117
河沼郡柳津町	0	0	0	0	0	0	0
大沼郡三島町	0	0	0	0	0	0	0
大沼郡金山町	0	0	0	0	0	0	0
大沼郡昭和村	0	0	0	0	0	0	0
大沼郡会津美里町	0	0	0	0	0	0	0
西白河郡西郷村	0	0	0	0	0	0	0
西白河郡泉崎村	0	0	0	0	0	0	0
西白河郡中島村	0	0	0	0	0	0	0
西白河郡矢吹町	211	14	304	706	15	37	1,287
東白川郡棚倉町	0	0	0	0	0	0	0
東白川郡矢祭町	0	0	0	0	0	0	0
東白川郡塙町	0	0	0	0	0	0	0
東白川郡鮫川村	0	0	0	0	0	0	0
石川郡石川町	0	0	0	0	0	0	0
石川郡玉川村	0	0	0	0	0	0	0

市町村	災害廃棄物種類 (t)						合計 (t)
	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属くず	その他	
石川郡平田村	0	0	0	0	0	0	0
石川郡浅川町	0	0	0	0	0	0	0
石川郡古殿町	0	0	0	0	0	0	0
田村郡三春町	0	0	0	0	0	0	0
田村郡小野町	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡広野町	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡檜葉町	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡富岡町	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡川内村	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡大熊町	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡双葉町	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡浪江町	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡葛尾村	0	0	0	0	0	0	0
相馬郡新地町	0	0	0	0	0	0	0
相馬郡飯館村	0	0	0	0	0	0	0
合計	238, 208	14, 387	415, 712	776, 832	19, 847	40, 841	1, 505, 829

表 1-1-16 種類別の災害廃棄物発生量（会津盆地西縁断層帯地震）

市町村	災害廃棄物種類（t）						合計（t）
	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属くず	その他	
福島市	0	0	0	0	0	0	0
会津若松市	66,217	3,827	110,027	204,201	4,881	11,182	400,335
郡山市	105	22	152	1,060	30	34	1,404
いわき市	0	0	0	0	0	0	0
白河市	0	0	0	0	0	0	0
須賀川市	0	0	0	0	0	0	0
喜多方市	60,059	3,647	96,398	191,094	4,460	10,318	365,976
相馬市	0	0	0	0	0	0	0
二本松市	0	0	0	0	0	0	0
田村市	0	0	0	0	0	0	0
南相馬市	0	0	0	0	0	0	0
伊達市	0	0	0	0	0	0	0
本宮市	0	0	0	0	0	0	0
伊達郡桑折町	0	0	0	0	0	0	0
伊達郡国見町	0	0	0	0	0	0	0
伊達郡川俣町	0	0	0	0	0	0	0
安達郡大玉村	0	0	0	0	0	0	0
岩瀬郡鏡石町	0	0	0	0	0	0	0
岩瀬郡天栄村	21	1	30	60	1	4	117
南会津郡下郷町	1,727	112	2,494	5,655	121	304	10,413
南会津郡檜枝岐村	0	0	0	0	0	0	0
南会津郡只見町	21	1	30	60	1	4	117
南会津郡南会津町	21	11	30	495	15	13	585
耶麻郡北塩原村	1,411	83	2,038	4,216	85	240	8,073
耶麻郡西会津町	5,265	318	7,605	16,114	331	903	30,537
耶麻郡磐梯町	3,180	188	4,593	9,554	194	542	18,252
耶麻郡猪苗代町	1,706	104	2,464	5,269	109	294	9,945
河沼郡会津坂下町	39,218	2,306	71,163	126,816	3,359	6,661	249,522
河沼郡湯川村	7,561	427	10,921	21,748	431	1,267	42,354
河沼郡柳津町	7,266	418	10,495	21,239	425	1,225	41,067
大沼郡三島町	2,633	153	3,803	7,785	157	446	14,976
大沼郡金山町	948	55	1,369	2,794	56	160	5,382
大沼郡昭和村	1,053	59	1,521	2,984	59	176	5,850
大沼郡会津美里町	34,012	1,974	49,128	100,284	2,016	5,753	193,167
西白河郡西郷村	0	0	0	0	0	0	0
西白河郡泉崎村	0	0	0	0	0	0	0
西白河郡中島村	0	0	0	0	0	0	0
西白河郡矢吹町	0	0	0	0	0	0	0
東白川郡棚倉町	0	0	0	0	0	0	0
東白川郡矢祭町	0	0	0	0	0	0	0
東白川郡塙町	0	0	0	0	0	0	0
東白川郡鮫川村	0	0	0	0	0	0	0
石川郡石川町	0	0	0	0	0	0	0
石川郡玉川村	0	0	0	0	0	0	0

市町村	災害廃棄物種類 (t)						合計 (t)
	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属くず	その他	
石川郡平田村	0	0	0	0	0	0	0
石川郡浅川町	0	0	0	0	0	0	0
石川郡古殿町	0	0	0	0	0	0	0
田村郡三春町	0	0	0	0	0	0	0
田村郡小野町	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡広野町	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡檜葉町	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡富岡町	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡川内村	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡大熊町	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡双葉町	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡浪江町	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡葛尾村	0	0	0	0	0	0	0
相馬郡新地町	0	0	0	0	0	0	0
相馬郡飯館村	0	0	0	0	0	0	0
合計	232,422	13,707	374,262	721,427	16,731	39,524	1,398,072

表 1-1-17 種類別の災害廃棄物発生量（双葉断層地震）

市町村	災害廃棄物種類（t）						合計（t）
	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属くず	その他	
福島市	0	12	0	544	18	12	585
会津若松市	0	0	0	0	0	0	0
郡山市	0	2	0	109	4	2	117
いわき市	0	0	0	0	0	0	0
白河市	0	0	0	0	0	0	0
須賀川市	0	0	0	0	0	0	0
喜多方市	0	0	0	0	0	0	0
相馬市	46,105	2,733	81,602	148,726	3,842	7,853	290,862
二本松市	0	5	0	218	7	5	234
田村市	0	2	0	109	4	2	117
南相馬市	76,869	4,465	111,033	226,827	4,562	13,006	436,761
伊達市	8,129	487	11,742	24,665	504	1,390	46,917
本宮市	0	0	0	0	0	0	0
伊達郡桑折町	687	47	8,271	7,252	547	122	16,926
伊達郡国見町	2,464	151	3,559	7,634	158	425	14,391
伊達郡川俣町	1,011	63	1,460	3,191	67	176	5,967
安達郡大玉村	0	0	0	0	0	0	0
岩瀬郡鏡石町	0	0	0	0	0	0	0
岩瀬郡天栄村	0	0	0	0	0	0	0
南会津郡下郷町	0	0	0	0	0	0	0
南会津郡檜枝岐村	0	0	0	0	0	0	0
南会津郡只見町	0	0	0	0	0	0	0
南会津郡南会津町	0	0	0	0	0	0	0
耶麻郡北塩原村	0	0	0	0	0	0	0
耶麻郡西会津町	0	0	0	0	0	0	0
耶麻郡磐梯町	0	0	0	0	0	0	0
耶麻郡猪苗代町	0	0	0	0	0	0	0
河沼郡会津坂下町	0	0	0	0	0	0	0
河沼郡湯川村	0	0	0	0	0	0	0
河沼郡柳津町	0	0	0	0	0	0	0
大沼郡三島町	0	0	0	0	0	0	0
大沼郡金山町	0	0	0	0	0	0	0
大沼郡昭和村	0	0	0	0	0	0	0
大沼郡会津美里町	0	0	0	0	0	0	0
西白河郡西郷村	0	0	0	0	0	0	0
西白河郡泉崎村	0	0	0	0	0	0	0
西白河郡中島村	0	0	0	0	0	0	0
西白河郡矢吹町	0	0	0	0	0	0	0
東白川郡棚倉町	0	0	0	0	0	0	0
東白川郡矢祭町	0	0	0	0	0	0	0
東白川郡塙町	0	0	0	0	0	0	0
東白川郡鮫川村	0	0	0	0	0	0	0
石川郡石川町	0	0	0	0	0	0	0
石川郡玉川村	0	0	0	0	0	0	0

市町村	災害廃棄物種類 (t)						合計 (t)
	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属くず	その他	
石川郡平田村	0	0	0	0	0	0	0
石川郡浅川町	0	0	0	0	0	0	0
石川郡古殿町	0	0	0	0	0	0	0
田村郡三春町	0	0	0	0	0	0	0
田村郡小野町	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡広野町	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡檜葉町	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡富岡町	232	13	335	656	13	39	1,287
双葉郡川内村	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡大熊町	126	9	183	467	11	23	819
双葉郡双葉町	1,306	80	1,886	4,026	83	225	7,605
双葉郡浪江町	3,854	233	5,567	11,790	242	661	22,347
双葉郡葛尾村	21	1	30	60	1	4	117
相馬郡新地町	15,205	866	21,963	44,061	876	2,555	85,527
相馬郡飯館村	6,697	377	9,674	19,193	379	1,121	37,440
合計	162,706	9,545	257,305	499,527	11,317	27,619	968,019

表 1-1-18 種類別の災害廃棄物発生量（福島県沖地震）

市町村	災害廃棄物種類 (t)						合計 (t)
	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属くず	その他	
福島市	0	0	0	0	0	0	0
会津若松市	0	0	0	0	0	0	0
郡山市	19	75	140	201	14	19	468
いわき市	18,491	73,963	138,680	198,775	13,868	18,491	462,267
白河市	0	0	0	0	0	0	0
須賀川市	0	0	0	0	0	0	0
喜多方市	0	0	0	0	0	0	0
相馬市	187	749	1,404	2,012	140	187	4,680
二本松市	0	0	0	0	0	0	0
田村市	0	0	0	0	0	0	0
南相馬市	1,587	6,346	11,899	17,055	1,190	1,587	39,663
伊達市	0	0	0	0	0	0	0
本宮市	0	0	0	0	0	0	0
伊達郡桑折町	0	0	0	0	0	0	0
伊達郡国見町	0	0	0	0	0	0	0
伊達郡川俣町	0	0	0	0	0	0	0
安達郡大玉村	0	0	0	0	0	0	0
岩瀬郡鏡石町	0	0	0	0	0	0	0
岩瀬郡天栄村	0	0	0	0	0	0	0
南会津郡下郷町	0	0	0	0	0	0	0
南会津郡檜枝岐村	0	0	0	0	0	0	0
南会津郡只見町	0	0	0	0	0	0	0
南会津郡南会津町	0	0	0	0	0	0	0
耶麻郡北塩原村	0	0	0	0	0	0	0
耶麻郡西会津町	0	0	0	0	0	0	0
耶麻郡磐梯町	0	0	0	0	0	0	0
耶麻郡猪苗代町	0	0	0	0	0	0	0
河沼郡会津坂下町	0	0	0	0	0	0	0
河沼郡湯川村	0	0	0	0	0	0	0
河沼郡柳津町	0	0	0	0	0	0	0
大沼郡三島町	0	0	0	0	0	0	0
大沼郡金山町	0	0	0	0	0	0	0
大沼郡昭和村	0	0	0	0	0	0	0
大沼郡会津美里町	0	0	0	0	0	0	0
西白河郡西郷村	0	0	0	0	0	0	0
西白河郡泉崎村	0	0	0	0	0	0	0
西白河郡中島村	0	0	0	0	0	0	0
西白河郡矢吹町	0	0	0	0	0	0	0
東白川郡棚倉町	0	0	0	0	0	0	0
東白川郡矢祭町	0	0	0	0	0	0	0
東白川郡塙町	0	0	0	0	0	0	0
東白川郡鮫川村	0	0	0	0	0	0	0
石川郡石川町	0	0	0	0	0	0	0
石川郡玉川村	0	0	0	0	0	0	0

市町村	災害廃棄物種類 (t)						合計 (t)
	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属くず	その他	
石川郡平田村	0	0	0	0	0	0	0
石川郡浅川町	0	0	0	0	0	0	0
石川郡古殿町	0	0	0	0	0	0	0
田村郡三春町	0	0	0	0	0	0	0
田村郡小野町	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡広野町	183	730	1,369	1,962	137	183	4,563
双葉郡檜葉町	463	1,853	3,475	4,981	347	463	11,583
双葉郡富岡町	978	3,912	7,336	10,515	734	978	24,453
双葉郡川内村	0	0	0	0	0	0	0
双葉郡大熊町	108	431	807	1,157	81	108	2,691
双葉郡双葉町	300	1,198	2,246	3,220	225	300	7,488
双葉郡浪江町	552	2,209	4,142	5,937	414	552	13,806
双葉郡葛尾村	0	0	0	0	0	0	0
相馬郡新地町	23	94	176	252	18	23	585
相馬郡飯舘村	0	0	0	0	0	0	0
合計	22,890	91,560	171,674	246,066	17,167	22,890	572,247

2 風水害における災害廃棄物発生量の推計の考え方

(1) 災害廃棄物発生量の推計方法

風水害で発生する廃棄物は、浸水想定区域における被害区分別の世帯数に発生原単位を乗じることにより推計した。図 1-2-1 に水害廃棄物発生量推計のながれを示す。表 1-2-1 のとおり建物の被害区分を床上浸水と床下浸水に分け、それぞれに原単位を設定した。また、推計した廃棄物発生量を廃棄物の種類別に推計するため、表 1-2-2 に示す種類別割合を用いた。なお、発生原単位の世帯数当たりの発生量に合わせるため、被害数量は世帯数とした。図 1-2-2 に示すとおり建物 1 棟当たりの平均的な世帯数を、500m メッシュごとの棟数と世帯数から算出した。

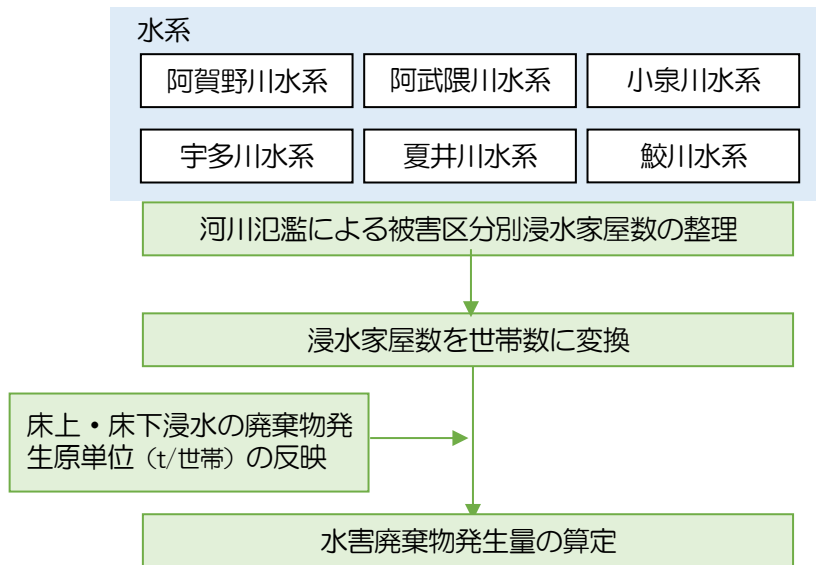


図 1-2-1 水害廃棄物発生量推計のながれ

表 1-2-1 水害による災害廃棄物発生量の推計方法

発生原単位	床下浸水： 0.62 t/世帯 床上浸水： 4.60 t/世帯
浸水深の区分	床下浸水： 0～0.5 m 未満 床上浸水： 0.5 m 以上
水害廃棄物発生量 (t)	$0.62 \times \text{床下浸水世帯数} + 4.60 \times \text{床上浸水世帯数}$

出典：災害廃棄物対策指針（改訂版）（平成30年3月：環境省）技術資料【技 14-2】

表 1-2-2 水害により発生する災害廃棄物の種類別割合

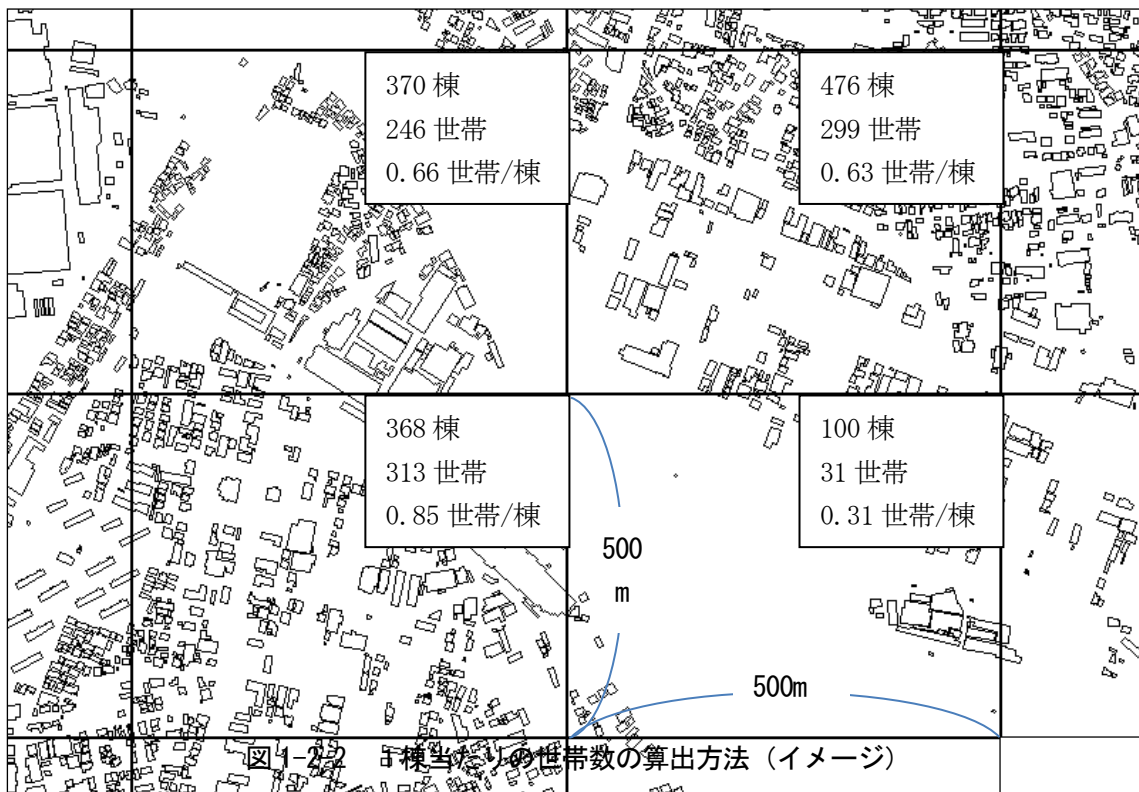
種類	割合
柱角材	2.1%
可燃物	4.4%
不燃物	70.5%
コンクリートがら	9.9%
金属くず	0.6%
その他	0.6%
土砂	12.0%
合計	100%

出典：災害廃棄物対策指針（改訂版）（平成30年3月：環境省）技術資料【技 14-2】

①「政府統計の総合窓口(e-Stat)」(<https://www.e-stat.go.jp/>) から、500m×500mを1メッシュとして、メッシュごとの世帯数を把握

②メッシュと建物のポリゴンデータを重ね合わせ、メッシュ内のポリゴンデータをカウントし建物棟数を把握

③世帯数と棟数からメッシュ内の1棟当たりの世帯数を算出



(2) 被害区別浸水家屋数の推計結果

令和元年12月31日現在、「洪水浸水想定区域」が策定されている想定最大規模降雨に伴う被害区別浸水家屋数の推計結果を表1-2-3から表1-2-4に示す。

表 1-2-3 被害区別浸水家屋数の推計結果（河川ごとの被害区別建物棟数及び世帯数）

管理者	対象河川	床上浸水 [浸水深：0.5m以上]		床下浸水 [浸水深：0.5m未満]		合計		
		(棟)	(世帯)	(棟)	(世帯)	(棟)	(世帯)	
国土交通省	阿武隈川水系	76,334	61,998	20,368	14,369	96,702	76,367	
	阿賀野川水系	阿賀川	36,156	22,134	8,639	4,741	44,795	26,875
		湯川	10,143	8,922	6,536	4,630	16,679	13,552
		日橋川	6,914	2,561	654	233	7,568	2,794
		合計	53,213	33,617	15,829	9,604	69,042	43,221
福島県	阿賀野川水系	伊南川	2,935	2,030	211	115	3,146	2,145
		宮川	5,592	2,411	7,292	1,251	12,884	3,662
		湯川・古川	6,588	5,921	4,651	3,315	11,239	9,236
		合計	15,115	10,362	12,154	4,681	27,269	15,043
	阿武隈川水系	長瀬川	3,060	1,339	799	256	3,859	1,595
		田付川	4,743	2,155	12,948	5,159	17,691	7,314
		逢瀬川	8,846	10,135	1,664	2,174	10,510	12,309
		釈迦堂川	2,881	2,497	500	533	3,381	3,030
		大滝根川	1,859	1,070	278	161	2,137	1,231
		合計	21,389	17,196	16,189	8,283	37,578	25,479
	夏井川水系	夏井川	48,379	37,472	1,449	761	49,828	38,233
		好間川	7,707	7,509	2,685	3,291	10,392	10,800
		新川	14,207	14,731	511	588	14,718	15,319
		仁井田川	13,002	6,192	1,768	1,006	14,770	7,198
		合計	83,295	65,904	6,413	5,646	89,708	71,550
	小泉川水系	小泉川	2,853	2,407	1,572	1,286	4,425	3,693
	宇多川水系	宇多川	9,063	5,835	912	499	9,975	6,334
	鮫川水系	鮫川	12,544	7,727	2,103	1,176	14,647	8,903
	合計		273,806	205,046	75,540	45,544	349,346	250,590

※河川ごとの令和元年12月31日現在の「洪水浸水想定区域」から推計した。

表 1-2-4 被害推計の結果（市町村ごとの被害区分別建物棟数及び世帯数）

地域	市町村	床上浸水 [浸水深：0.5m以上]		床下浸水 [浸水深：0.5m未満]		合計	
		(棟)	(世帯)	(棟)	(世帯)	(棟)	(世帯)
県北	福島市	24,815	23,188	14,832	10,623	39,647	33,811
	伊達市	15,490	5,276	3,035	1,404	18,525	6,680
	二本松市	611	234	89	49	700	283
	本宮市	3,521	2,182	122	74	3,643	2,256
	桑折町	1,410	383	111	33	1,521	416
	国見町	449	171	13	3	462	174
	合計	46,296	31,434	18,202	12,186	64,498	43,620
県中	郡山市	34,777	38,472	3,582	4,196	38,359	42,668
	須賀川市	6,914	4,689	713	673	7,627	5,362
	田村市	1,859	1,070	278	161	2,137	1,231
	鏡石町	5	0	0	0	5	0
	天栄村	25	29	34	21	59	50
	玉川村	41	4	0	0	41	4
	合計	43,621	44,264	4,607	5,051	48,228	49,315
県南	矢吹町	3	2	1	0	4	2
会津	会津若松市	39,896	31,640	20,851	11,489	60,747	43,129
	喜多方市	12,826	5,449	13,571	5,398	26,397	10,847
	猪苗代町	3,060	1,339	799	256	3,859	1,595
	会津坂下町	11,433	5,175	2,452	898	13,885	6,073
	湯川村	5,019	1,458	1,394	358	6,413	1,816
	磐梯町	9	2	0	0	9	2
	会津美里町	953	380	2,452	1,186	3,405	1,566
	合計	73,196	45,443	41,519	19,585	114,715	65,028
南会津	南会津町	1,663	875	167	69	1,830	944
	只見町	1,272	1,155	44	46	1,316	1,201
	合計	2,935	2,030	211	115	3,146	2,145
相双	相馬市	11,916	8,242	2,484	1,784	14,400	10,814
いわき	いわき市	95,839	73,631	8,516	6,822	104,355	80,453
	合計	273,806	205,046	75,540	45,544	349,346	250,590

※河川ごとの令和元年12月31日現在の「洪水浸水想定区域」から推計した。

(3) 災害廃棄物発生量の推計結果

令和元年12月31日現在、「洪水浸水想定区域」が策定されている想定最大規模降雨に伴う災害廃棄物の発生量を推計した結果を表1-2-5、表1-2-6に示す。

また、廃棄物発生量の種類別の内訳を表1-2-7、表1-2-8に示す。

なお、この推計結果には、損壊家屋の解体に伴う撤去物は含んでいない。

表1-2-5 対象河川ごとの災害廃棄物発生量

管理者	対象河川		発生量 (t)			
			床上浸水	床下浸水	合計	
国土交通省	阿武隈川水系		285,200	8,910	294,110	
	阿賀野川水系	阿賀川	101,810	2,930	104,740	
		湯川	41,040	2,870	43,910	
		日橋川	11,780	140	11,920	
		合計	154,630	5,940	160,570	
福島県	阿賀野川水系	伊南川	9,340	70	9,410	
		宮川	11,080	780	11,860	
		湯川・古川	27,240	2,060	29,300	
		合計	47,660	2,910	50,570	
	阿武隈川水系	長瀬川	6,160	160	6,320	
		田付川	9,910	3,200	13,110	
		逢瀬川	46,620	1,350	47,970	
		釈迦堂川	11,480	330	11,810	
		大滝根川	4,920	100	5,020	
		合計	79,090	5,140	84,230	
		夏井川水系	夏井川	172,370	470	172,840
	好間川		34,540	2,040	36,580	
	新川		67,760	360	68,120	
	仁井田川		28,480	620	29,100	
	合計		303,150	3,490	306,640	
	小泉川水系	小泉川	11,070	800	11,870	
	宇多川水系	宇多川	26,840	310	27,150	
	鮫川水系	鮫川	35,540	730	36,270	
	合計			943,220	28,250	971,470

※河川ごとの令和元年12月31日現在の「洪水浸水想定区域」から推計した。

表 1-2-6 被災市町村ごとの災害廃棄物発生量

地域	市町村	発生量 (t)		
		床上浸水	床下浸水	合計
県北	福島市	106,660	6,590	113,250
	伊達市	24,270	870	25,140
	二本松市	1,080	30	1,110
	本宮市	10,040	50	10,090
	桑折町	1,760	20	1,780
	国見町	790	0	790
	合計	144,600	7,560	152,160
県中	郡山市	176,970	2,600	179,570
	須賀川市	21,570	420	21,990
	田村市	4,920	100	5,020
	鏡石町	0	0	0
	天栄村	130	10	140
	玉川村	20	0	20
	合計	203,610	3,130	206,740
県南	矢吹町	10	0	10
会津	会津若松市	145,540	7,120	152,660
	喜多方市	25,070	3,350	28,420
	猪苗代町	6,160	160	6,320
	会津坂下町	23,810	560	24,370
	湯川村	6,710	220	6,930
	磐梯町	1,750	740	2,490
	会津美里町	10	0	10
	合計	209,050	12,150	221,200
南会津	南会津町	4,030	40	4,070
	只見町	5,310	30	5,340
	合計	9,340	70	9,410
相双	相馬市	37,910	1,110	39,020
いわき	いわき市	338,700	4,230	342,930
	合計	943,220	28,250	971,470

※河川ごとの令和元年12月31日現在の「洪水浸水想定区域」から推計した。

表 1-2-7 対象河川ごとの種類別災害廃棄物発生量

管理者	対象河川		発生量 (t)								
			柱角材	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属くず	その他	土砂	合計	
国土交通省	阿武隈川水系		6,100	12,830	207,430	29,100	1,780	1,710	35,150	294,110	
	阿賀野川水系	阿賀川	2,180	4,560	73,870	10,370	640	620	12,520	104,740	
		湯川	910	1,910	30,960	4,340	270	250	5,250	43,910	
		日橋川	240	520	8,400	1,180	70	60	1,420	11,920	
		合計	3,330	6,990	113,230	15,890	980	930	19,190	160,570	
福島県	阿賀野川水系	伊南川	190	410	6,640	930	50	50	1,130	9,410	
		宮川	250	520	8,360	1,170	80	80	1,420	11,860	
		湯川・古川	600	1,280	20,660	2,900	180	170	3,500	29,300	
		合計	1,040	2,210	35,660	5,000	310	300	6,050	50,570	
	阿武隈川水系	長瀬川	130	280	4,460	630	40	40	760	6,320	
		田付川	270	570	9,250	1,300	80	80	1,570	13,110	
		逢瀬川	990	2,090	33,830	4,750	290	280	5,730	47,970	
		釈迦堂川	240	520	8,330	1,160	70	70	1,410	11,810	
		大滝根川	100	220	3,540	500	30	30	600	5,020	
		合計	1,730	3,680	59,410	8,340	510	500	10,070	84,230	
	夏井川水系	夏井川	3,580	7,540	121,890	17,100	1,060	1,000	20,660	172,840	
		好間川	760	1,600	25,800	3,620	220	210	4,370	36,580	
		新川	1,410	2,970	48,040	6,740	420	400	8,140	68,120	
		仁井田川	600	1,270	20,520	2,880	180	170	3,480	29,100	
		合計	6,350	13,380	216,250	30,340	1,880	1,780	36,650	306,640	
	小泉川水系	小泉川	250	520	8,370	1,170	70	70	1,420	11,870	
	宇多川水系	宇多川	560	1,190	19,150	2,690	170	160	3,250	27,150	
	鮫川水系	鮫川	750	1,580	25,580	3,590	220	210	4,340	36,270	
	合計			20,110	42,380	685,080	96,120	5,920	5,660	116,120	971,470

※河川ごとの令和元年12月31日現在の「洪水浸水想定区域」から推計した。

表 1-2-8 被災市町村ごとの種類別災害廃棄物発生量

地域	市町村	発生量 (t)							
		柱角材	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属くず	その他	土砂	合計
県北	福島市	2,350	4,940	79,870	11,200	690	660	13,540	113,250
	伊達市	520	1,100	17,730	2,490	150	150	3,010	25,140
	二本松市	20	50	780	110	10	10	130	1,110
	本宮市	210	440	7,120	1,000	60	60	1,210	10,090
	桑折町	40	80	1,260	180	10	10	210	1,780
	国見町	20	30	560	80	0	0	90	790
	合計	3,160	6,640	107,320	15,060	920	890	18,190	152,160
県中	郡山市	3,720	7,830	126,640	17,770	1,090	1,040	21,460	179,570
	須賀川市	450	960	15,510	2,170	130	130	2,620	21,990
	田村市	100	220	3,540	500	30	30	600	5,020
	鏡石町	0	0	0	0	0	0	0	0
	天栄村	0	10	100	10	0	0	20	140
	玉川村	0	0	10	0	0	0	0	20
	合計	4,270	9,020	145,800	20,450	1,250	1,200	24,700	206,740
県南	矢吹町	0	0	10	0	0	0	0	10
会津	会津若松市	3,160	6,660	107,660	15,100	940	890	18,250	152,660
	喜多方市	590	1,230	20,030	2,820	170	170	3,400	28,420
	猪苗代町	130	280	4,460	630	40	40	760	6,320
	会津坂下町	510	1,060	17,180	2,410	150	150	2,910	24,370
	湯川村	140	300	4,880	690	40	30	820	6,930
	磐梯町	50	110	1,740	240	20	20	300	2,490
	会津美里町	0	0	10	0	0	0	0	10
	合計	4,580	9,640	155,960	21,890	1,360	1,300	26,440	221,200
南会津	南会津町	80	180	2,870	400	20	20	490	4,070
	只見町	110	230	3,770	530	30	30	640	5,340
	合計	190	410	6,640	930	50	50	1,130	9,410
相双	相馬市	810	1,710	27,520	3,860	240	230	4,670	39,020
いわき	いわき市	7,100	14,960	241,830	33,930	2,100	1,990	40,990	342,930
	合計	20,110	42,380	685,080	96,120	5,920	5,660	116,120	971,470

※河川ごとの令和元年12月31日現在の「洪水浸水想定区域」から推計した。

3 市町村別の一次仮置場必要面積

(1) 一次仮置場の必要面積の算出方法

一次仮置場の必要面積は、図 1-3-1 に示す方法により推計した。本方法は、東日本大震災の岩手県内の仮置場で実際に用いた方法である。災害廃棄物を 1 箇所あたり底面積 5,000 m²となるように堆積させた山を順次つくって仮置きし、底面積 5,000 m²に満たない数量については、表 1-3-3 により 500~4,000 m²となるように仮置きすることを想定して算出した。

表 1-3-1 仮置場の条件

高さ ^{※1}	5m	
法面勾配 ^{※2}	1 : 1.0	
余裕幅 ^{※3}	5m	
災害廃棄物の底面積	基本 ^{※4}	5,000 m ²
	少量の場合 ^{※5}	200~4,000 m ²

※1 「仮置場の設置と留意事項（第一報）（平成 23 年 4 月）」（国立環境研究所）p.3

※2 東日本大震災の岩手県内における計量結果より、一時的に災害廃棄物を仮置きする場合を想定

※3 ダンプトラックによる搬入出や発火時の消火活動・延焼防止等を考慮

※4 東日本大震災の岩手県内における計量結果に基づく、混合廃棄物の底面積の平均値

※5 底面積が 100 m²以下になると図 1-3-1 に示す立体を構成できないため、200 m²を下限とした。

(2) 仮置可能量と占用面積

災害廃棄物の仮置場底面積が 5,000 m²とした場合の仮置場の一辺の長さは約 70.7m（表 1-3-2、図 1-3-1）となり、仮置場 1 箇所当たりの災害廃棄物の仮置可能量及び占用面積についても、表 1-3-2 のように算出される。

さらに、災害廃棄物の仮置場底面積が 200~4,000 m²の場合も同様に算出した結果を表 1-4-3 に示す。

なお、以降については、仮置場の底面積に応じて、類型を A~G に分類する。（表 1-3-3）

<仮置場必要面積の算定式>

$$\text{仮置場必要面積} = (a + \text{①})^2$$

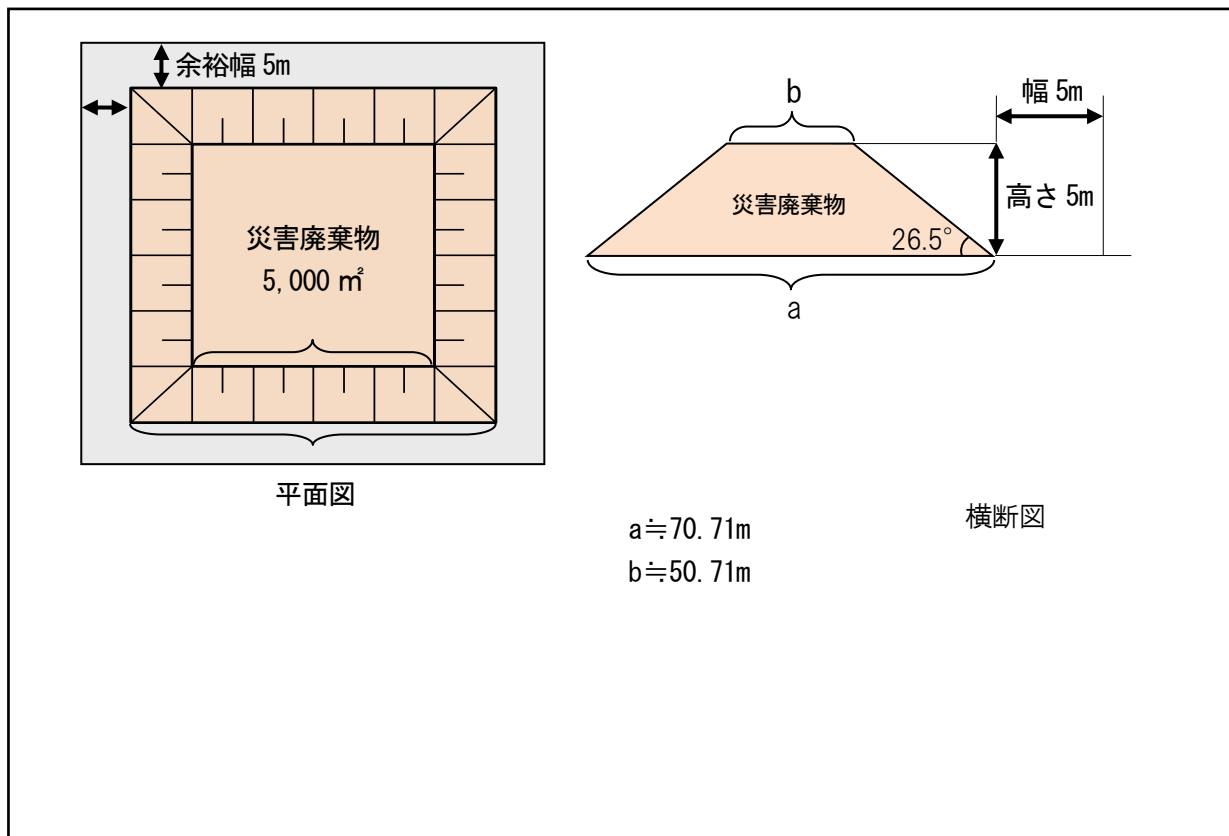
<仮置可能容量の算定式>

$$\text{仮置可能容量} = (a^2 + b^2) \times 1/2 \times \text{仮置高さ}$$

表 1-3-2 災害廃棄物の仮置可能量と占用面積

災害廃棄物の底面の一辺	$\sqrt{5000} \doteq 70.7 \text{ (m)}$
仮置可能量 [※]	$\text{仮置き容量 (m}^3\text{)}$ $= (a^2 + b^2) \times \text{高さ} \times 1/2$ $= (70.71^2 + 60.71^2) \times 5 \times 1/2$ $\doteq 21,714 \text{ m}^3$
占用面積（余裕幅を含む底面積） [※]	$(70.71 + 5 \times 2)^2 \doteq 6,514 \text{ (m}^2\text{)}$

※図 1-3-1 参照



<仮置場の必要面積等の算出に当たっての前提条件>

- ① : 余裕幅 10m (5m×2)
- ② : 災害廃棄物等の見かけ比重=可燃物 0.4t/m³、不燃物 1.1t/m³※1
- ③ : 仮置高さ 5m
- ④ : 法面勾配※2 1:2.0

※1 災害廃棄物対策指針(改訂版)(平成30年3月:環境省)技1-14-4

※2 法面勾配は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条の六に準拠し50% (底辺:高さ=2:1、傾きに換算すると約26.5度)とした。

図 1-3-1 災害廃棄物仮置場模式図

表 1-3-3 類型ごとの面積及び仮置き容量

災害廃棄物の底面積 (m ²)	保管可能容量 (m ³)	占用面積 (m ²)	類型
5,000	21,714	6,514	A
4,000	17,088	5,365	B
3,000	12,511	4,195	C
2,000	8,014	2,994	D
1,000	3,669	1,732	E
500	1,632	1,047	F
200	543	583	G

(参考) 一次仮置場必要面積等の算出例 (福島盆地西縁断層帯地震の場合)

一次仮置場の必要面積の具体的な算出について、福島市を例にして求めると以下のとおりとなる。

福島盆地西縁断層帯地震を例にして、表 1-3-4 により算出すると、類型Aの仮置場が 49 箇所、類型Cの仮置場が 1 箇所程度必要となる。(表 1-3-5 参照)

表 1-3-4 一次仮置場の必要面積等の算出例

災害廃棄物の比重 ^{※1}	1.0 t / m ³
災害廃棄物発生量	災害廃棄物発生量 (m ³) = 災害廃棄物発生量 ÷ 比重 = 1,076,210 ÷ 1.0 = 1,076,210 m ³
仮置場 (類型A) の必要箇所数	仮置場 (類型A) の箇所数 = 災害廃棄物発生量 ÷ 仮置場 (類型A) の容量 = 1,076,210 ÷ 21,714 = 49.56 ≒ 49 … ①
仮置場 (類型A) 以外の仮置場の必要箇所数の算定	残りの災害廃棄物量 (m ³) = 災害廃棄物発生量 - 仮置場 (類型A) の仮置場容量 × ① = 1,076,210 - 21,714 × 49 = 12,224
種類の決定	表 1-4-3 より、仮置場 (類型C)
必要面積	必要面積 (m ²) = 仮置場 (類型A) の総面積 + 仮置場 (類型C) の面積 = 6,514 × 49 + 4,195 = 323,381

※1 東日本大震災の岩手県における、応用地質(柵)実施の測量結果

表 1-3-5 福島市の一次仮置場の必要面積

市町村	災害廃棄物発生量		仮置場 (類型A) の箇所数	面積		その他仮置場類型			必要面積	
	重量 (t)	容量 (m ³)		(m ²)	(ha)	容量 (m ³)	類型	面積 (m ²)	(m ²)	(ha)
福島市	1,076,210	1,076,210	49	319,186	31.92	12,224	C	4,195	323,380	32.34

(3) 市町村別の一次仮置場必要面積

ア 地震災害における市町村別の一次仮置場必要面積

地震災害で発生する災害廃棄物における各市町村の一次仮置場必要面積を表 1-3-6 から表 1-3-9 に示す。

なお、仮置場（類型A）以外の種類のうち、残りの災害廃棄物量や災害廃棄物発生量自体が 543 m³に満たない場合には仮置場（類型G）とした。

表 1-3-6 市町村別の一次仮置場必要面積（福島盆地西縁断層帯地震）

地域	仮置場（類型A）を設置するとした場合								
	仮置場 （類型A）の 箇所数	面積		その他仮置場類型				必要面積	
		(m ²)	(ha)	容量 (m ³)	類型	(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)
福島市	49	319,186	31.92	12,224	C	4,195	0.42	323,380	32.34
会津若松市	0	0	0.00	1,400	F	1,047	0.10	1,050	0.10
郡山市	0	0	0.00	3,860	D	2,994	0.30	2,990	0.30
いわき市	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
白河市	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
須賀川市	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
喜多方市	0	0	0.00	1,170	F	1,047	0.10	1,050	0.10
相馬市	0	0	0.00	120	G	583	0.06	580	0.06
二本松市	3	19,542	1.95	14,068	B	5,365	0.54	24,910	2.49
田村市	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
南相馬市	0	0	0.00	120	G	583	0.06	580	0.06
伊達市	7	45,598	4.56	10,402	C	4,195	0.42	49,790	4.98
本宮市	0	0	0.00	3,160	E	1,732	0.17	1,730	0.17
伊達郡桑折町	2	13,028	1.30	19,982	A	6,514	0.65	19,540	1.95
伊達郡国見町	2	13,028	1.30	10,982	C	4,195	0.42	17,220	1.72
伊達郡川俣町	0	0	0.00	12,750	B	5,365	0.54	5,370	0.54
安達郡大玉村	1	6,514	0.65	9,756	C	4,195	0.42	10,710	1.07
岩瀬郡鏡石町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
岩瀬郡天栄村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
南会津郡下郷町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
南会津郡檜枝岐村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
南会津郡只見町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
南会津郡南会津町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
耶麻郡北塩原村	0	0	0.00	700	F	1,047	0.10	1,050	0.10
耶麻郡西会津町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
耶麻郡磐梯町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
耶麻郡猪苗代町	0	0	0.00	14,040	B	5,365	0.54	5,370	0.54
河沼郡会津坂下町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
河沼郡湯川村	0	0	0.00	120	G	583	0.06	580	0.06
河沼郡柳津町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
大沼郡三島町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
大沼郡金山町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
大沼郡昭和村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
大沼郡会津美里町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
西白河郡西郷村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
西白河郡泉崎村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00

地域	仮置場（類型A）を設置するとした場合								
	仮置場 （類型A）の 箇所数	面積		その他仮置場類型				必要面積	
		(㎡)	(ha)	容量 (㎡)	類型	(㎡)	(ha)	(㎡)	(ha)
西白河郡中島村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
西白河郡矢吹町	0	0	0.00	1,290	F	1,047	0.10	1,050	0.10
東白川郡棚倉町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
東白川郡矢祭町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
東白川郡埴町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
東白川郡鮫川村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
石川郡石川町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
石川郡玉川村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
石川郡平田村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
石川郡浅川町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
石川郡古殿町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
田村郡三春町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
田村郡小野町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
双葉郡広野町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
双葉郡檜葉町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
双葉郡富岡町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
双葉郡川内村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
双葉郡大熊町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
双葉郡双葉町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
双葉郡浪江町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
双葉郡葛尾村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
相馬郡新地町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
相馬郡飯舘村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
合計								452,460	45.25

表 1-3-7 市町村別の一次仮置場必要面積（会津盆地西縁断層帯地震）

地域	仮置場（類型A）を設置するとした場合								
	仮置場 （類型A）の 箇所数	面積		その他仮置場類型				必要面積	
		(m ²)	(ha)	(m ³)	類型	(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)
福島市	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
会津若松市	18	117,252	11.73	9,488	C	4,195	0.42	121,450	12.14
郡山市	0	0	0.00	1,400	F	1,047	0.10	1,050	0.10
いわき市	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
白河市	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
須賀川市	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
喜多方市	16	104,224	10.42	18,556	A	6,514	0.65	110,740	11.07
相馬市	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
二本松市	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
田村市	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
南相馬市	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
伊達市	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
本宮市	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
伊達郡桑折町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
伊達郡国見町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
伊達郡川俣町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
安達郡大玉村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
岩瀬郡鏡石町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
岩瀬郡天栄村	0	0	0.00	120	G	583	0.06	580	0.06
南会津郡下郷町	0	0	0.00	10,410	C	4,195	0.42	4,200	0.42
南会津郡檜枝岐村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
南会津郡只見町	0	0	0.00	120	G	583	0.06	580	0.06
南会津郡南会津町	0	0	0.00	590	F	1,047	0.10	1,050	0.10
耶麻郡北塩原村	0	0	0.00	8,070	C	4,195	0.42	4,200	0.42
耶麻郡西会津町	1	6,514	0.65	8,826	C	4,195	0.42	10,710	1.07
耶麻郡磐梯町	0	0	0.00	18,250	A	6,514	0.65	6,510	0.65
耶麻郡猪苗代町	0	0	0.00	9,950	C	4,195	0.42	4,200	0.42
河沼郡会津坂下町	11	71,654	7.17	10,666	C	4,195	0.42	75,850	7.58
河沼郡湯川村	1	6,514	0.65	20,636	A	6,514	0.65	13,030	1.30
河沼郡柳津町	1	6,514	0.65	19,356	A	6,514	0.65	13,030	1.30
大沼郡三島町	0	0	0.00	14,980	B	5,365	0.54	5,370	0.54
大沼郡金山町	0	0	0.00	5,380	D	2,994	0.30	2,990	0.30
大沼郡昭和村	0	0	0.00	5,850	D	2,994	0.30	2,990	0.30
大沼郡会津美里町	8	52,112	5.21	19,458	A	6,514	0.65	58,630	5.86
西白河郡西郷村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
西白河郡泉崎村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
西白河郡中島村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
西白河郡矢吹町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
東白川郡棚倉町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
東白川郡矢祭町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
東白川郡塙町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
東白川郡鮫川村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
石川郡石川町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00

地域	仮置場（類型A）を設置するとした場合								
	仮置場 （類型A）の 箇所数	面積		その他仮置場類型				必要面積	
		(㎡)	(ha)	(㎡)	類型	(㎡)	(ha)	(㎡)	(ha)
石川郡玉川村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
石川郡平田村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
石川郡浅川町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
石川郡古殿町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
田村郡三春町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
田村郡小野町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
双葉郡広野町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
双葉郡檜葉町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
双葉郡富岡町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
双葉郡川内村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
双葉郡大熊町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
双葉郡双葉町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
双葉郡浪江町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
双葉郡葛尾村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
相馬郡新地町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
相馬郡飯舘村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
合計								421,090	42.11

表 1-3-8 市町村別の一次仮置場必要面積（双葉断層地震）

地域	仮置場（類型A）を設置するとした場合								
	仮置場 （類型A）の 箇所数	面積		その他仮置場類型				必要面積	
		(㎡)	(ha)	(㎡)	類型	(㎡)	(ha)	(㎡)	(ha)
福島市	0	0	0.00	590	F	1,047	0.10	1,050	0.10
会津若松市	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
郡山市	0	0	0.00	120	G	583	0.06	580	0.06
いわき市	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
白河市	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
須賀川市	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
喜多方市	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
相馬市	13	84,682	8.47	8,578	C	4,195	0.42	88,880	8.89
二本松市	0	0	0.00	230	G	583	0.06	580	0.06
田村市	0	0	0.00	120	G	583	0.06	580	0.06
南相馬市	20	130,280	13.03	2,480	E	1,732	0.17	132,010	13.20
伊達市	2	13,028	1.30	3,492	E	1,732	0.17	14,760	1.48
本宮市	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
伊達郡桑折町	0	0	0.00	16,930	B	5,365	0.54	5,370	0.54
伊達郡国見町	0	0	0.00	14,390	B	5,365	0.54	5,370	0.54
伊達郡川俣町	0	0	0.00	5,970	D	2,994	0.30	2,990	0.30
安達郡大玉村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
岩瀬郡鏡石町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
岩瀬郡天栄村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
南会津郡下郷町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
南会津郡檜枝岐村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
南会津郡只見町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
南会津郡南会津町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
耶麻郡北塩原村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
耶麻郡西会津町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
耶麻郡磐梯町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
耶麻郡猪苗代町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
河沼郡会津坂下町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
河沼郡湯川村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
河沼郡柳津町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
大沼郡三島町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
大沼郡金山町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
大沼郡昭和村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
大沼郡会津美里町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
西白河郡西郷村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
西白河郡泉崎村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
西白河郡中島村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
西白河郡矢吹町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
東白川郡棚倉町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
東白川郡矢祭町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
東白川郡塙町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
東白川郡鮫川村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
石川郡石川町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00

地域	仮置場（類型A）を設置するとした場合								
	仮置場 （類型A）の 箇所数	面積		その他仮置場類型				必要面積	
		(m ²)	(ha)	(m ³)	類型	(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)
石川郡玉川村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
石川郡平田村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
石川郡浅川町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
石川郡古殿町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
田村郡三春町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
田村郡小野町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
双葉郡広野町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
双葉郡檜葉町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
双葉郡富岡町	0	0	0.00	1,290	F	1,047	0.10	1,050	0.10
双葉郡川内村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
双葉郡大熊町	0	0	0.00	820	F	1,047	0.10	1,050	0.10
双葉郡双葉町	0	0	0.00	7,610	D	2,994	0.30	2,990	0.30
双葉郡浪江町	1	6,514	0.65	636	F	1,047	0.10	7,560	0.76
双葉郡葛尾村	0	0	0.00	120	G	583	0.06	580	0.06
相馬郡新地町	3	19,542	1.95	20,388	A	6,514	0.65	26,060	2.61
相馬郡飯舘村	1	6,514	0.65	15,726	B	5,365	0.54	11,880	1.19
合計								291,980	29.20

表 1-3-9 市町村別の一次仮置場必要面積（福島県沖地震）

地域	仮置場（類型A）を設置するとした場合								
	仮置場 （類型A）の 箇所数	面積		その他仮置場類型				必要面積	
		(m ²)	(ha)	(m ³)	類型	(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)
福島市	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
会津若松市	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
郡山市	0	0	0.00	470	G	583	0.06	580	0.06
いわき市	21	136,794	13.68	6,276	D	2,994	0.30	139,790	13.98
白河市	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
須賀川市	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
喜多方市	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
相馬市	0	0	0.00	4,680	D	2,994	0.30	2,990	0.30
二本松市	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
田村市	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
南相馬市	1	6,514	0.65	17,946	A	6,514	0.65	13,030	1.30
伊達市	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
本宮市	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
伊達郡桑折町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
伊達郡国見町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
伊達郡川俣町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
安達郡大玉村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
岩瀬郡鏡石町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
岩瀬郡天栄村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
南会津郡下郷町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
南会津郡檜枝岐村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
南会津郡只見町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
南会津郡南会津町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
耶麻郡北塩原村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
耶麻郡西会津町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
耶麻郡磐梯町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
耶麻郡猪苗代町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
河沼郡会津坂下町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
河沼郡湯川村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
河沼郡柳津町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
大沼郡三島町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
大沼郡金山町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
大沼郡昭和村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
大沼郡会津美里町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
西白河郡西郷村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
西白河郡泉崎村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
西白河郡中島村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
西白河郡矢吹町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
東白川郡棚倉町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
東白川郡矢祭町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
東白川郡塙町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
東白川郡鮫川村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
石川郡石川町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00

地域	仮置場（類型A）を設置するとした場合								
	仮置場 （類型A）の 箇所数	面積		その他仮置場類型				必要面積	
		(m ²)	(ha)	(m ³)	類型	(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)
石川郡玉川村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
石川郡平田村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
石川郡浅川町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
石川郡古殿町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
田村郡三春町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
田村郡小野町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
双葉郡広野町	0	0	0.00	4,560	D	2,994	0.30	2,990	0.30
双葉郡檜葉町	0	0	0.00	11,580	C	4,195	0.42	4,200	0.42
双葉郡富岡町	1	6,514	0.65	2,736	E	1,732	0.17	8,250	0.82
双葉郡川内村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
双葉郡大熊町	0	0	0.00	2,690	E	1,732	0.17	1,730	0.17
双葉郡双葉町	0	0	0.00	7,490	D	2,994	0.30	2,990	0.30
双葉郡浪江町	0	0	0.00	13,810	B	5,365	0.54	5,370	0.54
双葉郡葛尾村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
相馬郡新地町	0	0	0.00	590	F	1,047	0.10	1,050	0.10
相馬郡飯舘村	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
合計								172,360	17.24

イ 風水害被害における市町村別の一次仮置場必要面積

風水害災害で発生する災害廃棄物における各市町村の一次仮置場必要面積を表 1-3-10 に示す。

なお、仮置場（類型A）以外の種類のうち、残りの災害廃棄物量や災害廃棄物発生量自体が 543 m³に満たない場合には仮置場（類型G）とした。

表 1-3-10 市町村別の一次仮置場必要面積（河川氾濫）

地域	仮置場（類型A）を設置するとした場合								
	仮置場 （類型A）の 箇所数	面積		その他仮置場類型				必要面積	
		(m ²)	(ha)	(m ²)	類型	(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)
福島市	5	32,570	3.26	4,680	D	2,994	0.30	35,560	3.56
伊達市	1	6,514	0.65	3,426	E	1,732	0.17	8,250	0.82
二本松市	0	0	0.00	1,110	F	1,047	0.10	1,050	0.10
本宮市	0	0	0.00	10,090	C	4,195	0.42	4,200	0.42
桑折町	0	0	0.00	1,780	E	1,732	0.17	1,730	0.17
国見町	0	0	0.00	790	F	1,047	0.10	1,050	0.10
郡山市	8	52,112	5.21	5,858	D	2,994	0.30	55,110	5.51
須賀川市	1	6,514	0.65	276	G	583	0.06	7,100	0.71
田村市	0	0	0.00	5,020	D	2,994	0.30	2,990	0.30
鏡石町	0	0	0.00	0	-	0	0.00	0	0.00
天栄村	0	0	0.00	140	G	583	0.06	580	0.06
玉川村	0	0	0.00	20	G	583	0.06	580	0.06
矢吹町	0	0	0.00	10	G	583	0.06	580	0.06
会津若松市	7	45,598	4.56	662	F	1,047	0.10	46,650	4.66
喜多方市	1	6,514	0.65	6,706	D	2,994	0.30	9,510	0.95
猪苗代町	0	0	0.00	6,320	D	2,994	0.30	2,990	0.30
会津坂下町	1	6,514	0.65	2,656	E	1,732	0.17	8,250	0.82
湯川村	0	0	0.00	6,930	D	2,994	0.30	2,990	0.30
会津美里町	0	0	0.00	2,490	E	1,732	0.17	1,730	0.17
磐梯町	0	0	0.00	10	G	583	0.06	580	0.06
南会津町	0	0	0.00	4,070	D	2,994	0.30	2,990	0.30
只見町	0	0	0.00	5,340	D	2,994	0.30	2,990	0.30
相馬市	1	6,514	0.65	17,306	A	6,514	0.65	13,030	1.30
いわき市	15	97,710	9.77	17,220	A	6,514	0.65	104,220	10.42
合計								291,980	29.20

※河川ごとの「令和2年3月31日現在の洪水浸水想定区域から推計した

第2 関係機関連絡先

1 市町村の担当部署

表 2-1-1 各市町村の担当部署の連絡先

市町村	担当部署	住所	連絡先
福島市	ごみ減量推進課	福島市五老内町 3-1	024-525-3744
伊達市	生活環境課	伊達市保原町字舟橋 180	024-575-1228
桑折町	生活環境課	伊達郡桑折町字東大隅 18	024-582-2123
国見町	環境防災課	伊達郡国見町大字藤田字一丁田二 1 番 7	024-585-2116
川俣町	町民税務課	伊達郡川俣町字五百田 30	024-566-2111
二本松市	生活環境課	二本松市金色 403-1	0243-55-5103
大玉村	再生復興課	安達郡大玉村玉井字星内 70	0243-24-8146
本宮市	生活環境課	本宮市本宮字万世 212	0243-24-5362
郡山市	3 R 推進課	郡山市朝日 1 丁目 23-7	024-924-2181
須賀川市	環境課	須賀川市八幡町 135	0248-88-9129
鏡石町	健康環境課	岩瀬郡鏡石町中央 59 鏡石町勤労青少年ホーム内	0248-62-2115
天栄村	住民福祉課	岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑 78	0248-82-2119
石川町	生活環境課	石川郡石川町字長久保 185 番地の 4	0247-26-9122
玉川村	住民課	石川郡玉川村大字小高字中畷 9	0247-57-4624
平田村	住民課	石川郡平田村大字永田字切田 116	0247-55-3112
浅川町	住民課	石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地 112-15	0247-36-4124
古殿町	地域整備課	石川郡古殿町大字松川字新桑原 31	0247-53-4615
田村市	生活環境課	田村市船引町船引字畑添 76-2	0247-81-2272
三春町	住民課	田村郡三春町字大町 1-2	0247-62-2147
小野町	町民生活課	田村郡小野町大字小野新町字館廻 92	0247-72-6933
白河市	環境保全課	白河市八幡小路 7-1	0248-22-1111 (内線 2164)
西郷村	環境保全課	西白河郡西郷村大字熊倉字折口原 40	0248-25-2197
泉崎村	住民福祉課	西白河郡泉崎村大字泉崎字八丸 145	0248-53-2112
中島村	住民生活課	西白河郡中島村大字滑津字中島西 11-1	0248-52-2112
矢吹町	まちづくり推進課	西白河郡矢吹町一本木 101	0248-42-2112
棚倉町	住民課	東白川郡棚倉町大字棚倉字中居野 33	0247-33-2116
矢祭町	町民福祉課	東白川郡矢祭町大字東館字館本 66	0247-46-4574
埴町	生活環境課	東白川郡埴町大字埴字大町 3 丁目 21	0247-43-2148
鮫川村	地域整備課	東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿 39-5	0247-49-3114
会津若松市	廃棄物対策課	会津若松市神指町大字南四合字深川西 292 番地 02	0242-27-3961
磐梯町	町民課	耶麻郡磐梯町大字磐梯字中ノ橋 1855	0242-74-1215

市町村	担当部署	住所	連絡先
猪苗代町	町民生活課	耶麻郡猪苗代町字城南 100	0242-62-2114
会津坂下町	生活課	河沼郡会津坂下町字市中三番甲 3662	0242-84-1500
湯川村	住民課	河沼郡湯川村大字清水田字長瀨 18	0241-27-3110
柳津町	町民課	河沼郡柳津町大字柳津字下平乙 234	0241-42-2118
三島町	町民課	大沼郡三島町大字宮下字下 350	0241-48-5555
金山町	住民課	大沼郡金山町大字川口字谷地 393	0241-54-5135
昭和村	保健福祉課	大沼郡昭和村大字小中津川字石 1836	0241-57-2645
会津美里町	町民税務課	大沼郡会津美里町字宮北 3163	0242-55-1166
喜多方市	環境課	喜多方市字御清水東 7244-2	0241-24-5261
北塩原村	住民課	耶麻郡北塩原村大字北山字姥ヶ作 3151	0241-23-3113
西会津町	町民税務課	耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙 3308	0241-45-2215
下郷町	町民課	南会津郡下郷町大字塩生字大石 1000	0241-69-1133
南会津町	環境水道課	南会津郡南会津町田島字後原甲 3531-1	0241-62-6140
只見町	環境整備課	南会津郡只見町大字只見字雨堤 1039	0241-82-5100
檜枝岐村	住民課	南会津郡檜枝岐村字下原 880	0241-75-2502
南相馬市	生活環境課	南相馬市原町区本町 2-27	0244-24-5231
飯館村	住民課	相馬郡飯館村伊丹沢字伊丹沢 580-1	0244-42-1618
相馬市	生活環境課	相馬市中村字北町 63-3	0244-37-2143
新地町	町民課	相馬郡新地町谷地小屋字桶掛田 30	0244-62-2116
広野町	環境防災課	双葉郡広野町大字下北迫字苗代替 35	0240-27-2114
檜葉町	くらし安全対策課	双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂 5-6	0240-23-6109
富岡町	生活環境課	双葉郡富岡町大字本岡字王 622-1	0240-22-9004
川内村	住民課	双葉郡川内村大字上川内字早渡 11-24	0240-38-2113
大熊町	環境対策課	双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717	0240-23-7829
双葉町 (いわき事務所)	住民生活課	いわき市東田町 2 丁目 19-4	0246-84-5206
浪江町	住民課	双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7-2	0240-34-0228
葛尾村	住民生活課	双葉郡葛尾村大字落合字落合 16	0240-29-2112
いわき市	ごみ減量推進課	いわき市平字梅本 21	0246-22-7529

2 一部事務組合

表 2-2-1 一部事務組合の連絡先

地域	一部事務組合	所在地	連絡先
県北	伊達地方衛生処理組合	伊達市保原町字西新田 1-1	024-582-2051
	安達地方広域行政組合	本宮市本宮字作田 113	0243-33-5499
県中	田村広域行政組合	田村郡三春町大字熊耳字下荒井 176-1	0247-62-2038
	須賀川地方保健環境組合	須賀川市森宿字ピワノ首 43-1	0248-73-4515
	石川地方生活環境施設組合	石川郡石川町大字沢井川井 255	0247-26-2784
県南	白河地方広域市町村圏整備組合	白河市亀石 1	0248-28-3558
	東白衛生組合	東白川郡塙町大字上渋井字岩下 18-7	0247-43-0378
会津	喜多方地方広域市町村圏組合	喜多方市字屋敷免 3958	0241-22-3426
	会津若松地方広域市町村圏整備組合	会津若松市神指町大字南四合字深川西 292-2	0242-24-6311
南会津	南会津地方環境衛生組合	南会津郡下郷町大字落合字下川原 138-1	0241-67-3820
相双	相馬方部衛生組合	相馬市中村字北町 63-3	0244-35-4124
	双葉地方広域市町村圏組合	双葉郡富岡町小浜 553-1	0240-22-3333

3 一般廃棄物処理施設

表 2-3-1 一般廃棄物処理施設の連絡先

市町村・一部事務組合	施設名称	所在地	連絡先
福島市	あらかわクリーンセンター	福島市仁井田字北原 1-1	024-545-4363
福島市	あぶくまクリーンセンター	福島市渡利梅ノ木畑 1-1	024-531-6662
伊達地方衛生処理組合	清掃センターごみ焼却施設	伊達市保原町西新田 1-1	024-582-2051
安達地方広域行政組合	もみやクリーンセンター	本宮市本宮字作田 113	0243-33-5499
郡山市	富久山クリーンセンター	郡山市富久山町福原北畑 1-2	024-932-3152
郡山市	河内クリーンセンター	郡山市逢瀬町河内字西午房沢 59	024-957-2761
須賀川地方保健環境組合	須賀川地方衛生センター ごみ処理施設	須賀川市森宿字ピワノ首 43-1	0248-73-4515
田村広域行政組合	田村東部環境センター	田村市滝根町広瀬字矢大臣 48-29	0247-78-2723
石川地方生活環境施設組合	石川地方ごみ焼却場	石川郡石川町大字沢井字川井 255	0247-26-2784
白河地方広域市町村圏整備組合	西白河地方クリーンセンター	白河市亀石 1	0248-28-3558
東白衛生組合	東白衛生組合東白クリーン センターごみ処理施設	東白川郡塙町大字上渋井字岩下 18-7	0247-43-0378
喜多方地方広域市町村圏組合	環境センター山都工場	喜多方市山都町小舟寺二ノ坂山 2619-1	0241-38-3005
会津若松地方広域市町村圏整備組合	環境センター ごみ焼却処理施設	会津若松市神指町大字南四合字深川西 292-2	0242-27-9004
南会津地方環境衛生組合	東部クリーンセンター	南会津郡下郷町大字落合字下川原 138-1	0241-67-3820
南会津地方環境衛生組合	西部クリーンセンター	南会津郡南会津町山口字下荒 2172-9	0241-72-2895
相馬方部衛生組合	光陽クリーンセンター	相馬市光陽 3-2-17	0244-35-5637
南相馬市	クリーン原町センター	南相馬市原町区上北高平東高松 37-1	0244-24-0063
双葉地方広域市町村圏組合	北部衛生センター	双葉郡浪江町大字室原於喜津 4-1	0240-22-3333
双葉地方広域市町村圏組合	南部衛生センター	双葉郡檜葉町大字上繁岡字山神 160-2	0240-25-4609
いわき市	南部清掃センター	いわき市泉町下川境ノ町 63	0246-56-7963
いわき市	北部清掃センター	いわき市平上片寄大平 23	0246-34-2301

4 一般廃棄物最終処分場

表 2-4-1 埋立最終処分場の連絡先

市町村・一部事務組合	施設名称	所在地	連絡先
福島市	福島市金沢第二埋立処分場	福島市松川町金沢字水ヶ作地内	
伊達地方衛生処理組合	伊達地方衛生処理組合一般廃棄物埋立処分地施設	伊達市保原町西新田 1-1	024-582-2051
安達地方広域行政組合	東和クリーンヒル	二本松市太田寺沢 161	0243-61-7777
郡山市	郡山市河内埋立処分場第 2 期	郡山市逢瀬町河内伏丑 40-1	024-957-2765
郡山市	郡山市河内埋立処分場第 3 期		
田村市	田村市船引一般廃棄物最終処分場	田村市常葉町西向池ノ入 1-1	0247-77-4525
三春町	三春町沼之倉第 2 埋立地	福島県田村郡三春町沼之倉 60-1	0247-62-6123
須賀川地方保健環境組合	森宿一般廃棄物最終処分場(2 期)	須賀川市森宿字向日向	0248-73-4515
須賀川地方保健環境組合	森宿一般廃棄物最終処分場(1 期)	須賀川市森宿字向日向	0248-73-4515
田村広域行政組合	一般廃棄物最終処分場	福島県田村市常葉町西向字池ノ入 1-1	0247-77-4525
石川地方生活環境施設組合	きららクリーンセンター	石川郡石川町大字山形大下 510	0247-26-7500
東白衛生組合	東白クリーンセンター一般廃棄物最終処分場(第 2 期)	東白川郡塙町常世北野塩沢 60	0247-57-8691
白河地方広域市町村圏整備組合	西郷埋立処分場	西白河郡西郷村羽太弥六林	0248-28-3558
会津若松地方広域市町村圏整備組合	環境センター沼平第 2 最終処分場	耶麻郡磐梯町大字更科字沼平 1442-43	0242-62-3955
喜多方地方広域市町村圏組合	環境センター羽山最終処分場	喜多方市慶徳町新宮羽山 2952-68	0241-24-3531
相馬市	相馬市一般廃棄物埋立処分場	相馬市磯部四方柴 741-17	0244-33-5365
南相馬市	クリーン原町センター	南相馬市原町区上北高平東高松 37-1	0244-24-0063
新地町	新地町一般廃棄物最終処分場	相馬郡新地町大字福田北原 154-4	0244-62-5300
飯舘村	飯舘村一般廃棄物最終処分場	相馬郡飯舘村小宮沼平 560	
双葉地方広域市町村圏組合	クリーンセンターふたば	双葉郡大熊町大字小入野東大和久 183-3	0240-32-6170
いわき市	クリンピーの丘	いわき市山田町家ノ前 31	0246-63-6216
いわき市	クリンピーの森	いわき市渡辺町中釜戸字大石沢 24-1	0246-56-7512

5 し尿処理施設

表 2-5-1 し尿処理施設の連絡先

市町村・一部事務組合	施設名	所在地	連絡先
福島市	福島市衛生処理場	福島市堀河町 9-20	024-535-1807
川俣方部衛生処理組合	川俣方部衛生処理場	伊達郡川俣町飯坂下戸山 9-4	024-565-2720
伊達地方衛生処理組合	伊達地方衛生処理組合汚泥再生処理センター	伊達郡桑折町伊達崎字舟場東 1-1	024-575-2371
安達地方広域行政組合	あだたら環境共生センター	二本松市上竹二丁目 172	0243-22-0958
郡山市	郡山市富久山クリーンセンター衛生処理センター第一処理施設	郡山市富久山町福原北畑 1-2	024-932-3152
郡山市	郡山市富久山クリーンセンター衛生処理センター第二処理施設	郡山市富久山町福原北畑 1-2	024-932-3152
須賀川地方保健環境組合	須賀川地方衛生センターし尿処理施設	須賀川市森宿字ビワノ首 43-1	0248-73-4515
石川地方生活環境施設組合	石川地方し尿処理場		
田村広域行政組合	田村地方衛生処理センター	福島県田村市船引町春山三合内 258	0247-82-1272
白河地方広域市町村圏整備組合	白河地方清掃センター	白河市大牛埴 41	0248-23-2750
東白衛生組合	東白クリーンセンターし尿処理施設	東白川郡塙町上渋井岩下 18-7	0247-43-0378
会津若松地方広域市町村圏整備組合	環境センターし尿第 2 処理施設	会津若松市神指町大字南四合字深川西 292-2	0242-27-9004
会津若松地方広域市町村圏整備組合	環境センターし尿第 1 処理施設	会津若松市神指町大字南四合字深川西 292-2	0242-27-9004
喜多方地方広域市町村圏組合	環境センター塩川工場	喜多方市塩川町会知大川原 2160	0241-27-3285
南会津地方環境衛生組合	東部衛生センター	南会津郡下郷町大字落合字上下川原 90	0241-67-3414
南会津地方環境衛生組合	西部衛生センター	南会津郡南会津町山口字下荒町 2172-14	0241-72-2813
南相馬市	雫浄化センター	南相馬市原町区雫権現下 440	0244-24-0517
相馬方部衛生組合	相馬方部衛生組合衛生センター	相馬市光陽 4-2-1	0244-36-8555
双葉地方広域市町村圏組合	双葉環境センター	福島県双葉郡富岡町小浜 301	0240-22-3330
いわき市	中部衛生センター	常磐藤原町滝沢 37-1	0246-43-3877
いわき市	南部衛生センター	錦町須賀 8-139	0246-65-3322

第3 災害時の応援協定

1 大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定

大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県（以下「道県」という。）が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2、第8条第2項第12号及び第74条の規定により、地震等による大規模災害が発生した場合において、応援を必要とする道県（以下「被災道県」という。）の要請に基づき、相互応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 道県は、相互応援に関する連絡担当部局を定め、大規模災害発生時には、速やかに相互に連絡するものとする。

(カバー（支援）県の設置)

第3条 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）第3条に規定するカバー（支援）県については、大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定実施細目（以下「8道県協定実施細目」という。）で定めるものとする。

2 カバー（支援）県は、被災道県を直接的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災道県を補完することを主な役割とする。

(ブロック間応援)

第4条 全国協定第9条に規定するブロック間応援のカバー（支援）ブロックについては、8道県協定実施細目で定めるものとする。

(幹事県の役割)

第5条 全国協定第4条第1項に規定する幹事県は、8道県協定実施細目で定めるものとする。

2 幹事県は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 複数道県が被災した場合における、全国協定第4条第3項の規定によるブロック内の総合調整及び全国知事会に対する広域応援の要請
- (2) 全国協定第9条に規定するブロック間応援に係る隣接ブロック幹事県等との連絡調整

(連絡調整員の派遣)

第6条 カバー（支援）県は、必要があると認めるときは、被災道県の災害対策本部に、連絡調整員を派遣することができる。

2 被災道県は、連絡調整員との連絡調整に十分配慮する。

(応援の内容)

第7条 応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。

(応援の要請)

第8条 被災道県は、第2条に規定する連絡担当部局を通じ、カバー（支援）県又は幹事県へ応援の要請を行うものとする。

2 被災道県は、前項の規定により応援を要請しようとするときは、被害状況等を連絡するとともに、必要とする応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまがない場合は、電話又は電子メール等により応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
- (2) 施設、提供業務の種類又は幹旋の内容
- (3) 職種及び人数
- (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
- (5) 応援期間（見込みを含む。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

(応援の自主出動)

第9条 カバー（支援）県は、被災道県との連絡が取れない場合又は応援の要請を待ついとまがないと認めた場合は、他の道県と協力して自主的に被災道県の情報収集を行い、その結果を道県に伝達するものとする。

2 カバー（支援）県は、前項の情報収集の結果を踏まえ、被災道県に代わり他の道県へ必要な応援の要請を行うことができるものとする。

3 前項の規定による応援の要請があった場合は、前条の規定による被災道県からの要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第10条 応援に要した経費は、原則として被災道県の負担とする。ただし、被災道県が費用を支弁するいとまがない場合は、被災道県は、応援道県に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(ブロック間応援におけるカバー（支援）県)

第11条 複数道県が被災し、全国協定第9条に規定するブロック間応援を要請する場合、被災道県を応援する都県については、幹事県が、隣接ブロックの幹事都県等と協議の上決定するものとする。

2 隣接ブロックに対してブロック間応援を行おうとする場合も、前項と同様に、幹事県の調整により、被災県（全国協定第1条に規定する被災県をいう。）を応援する道県を決定するものとする。

(資料の交換)

第12条 道県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(連絡会議の設置)

第13条 道県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するものとする。

(準用)

第14条 この協定の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項は、特に必要が生じた場合に、その都度、道県が協議して定める。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に規定する連絡担当部局が協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成19年11月8日から効力を生ずるものとする。

2 平成7年10月31日に締結された協定は、これを廃止する。

附 則

1 この協定は、平成26年10月21日から効力を生ずるものとする。

2 平成19年11月8日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、各道県記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年10月21日

北海道知事 高橋 はるみ

青森県知事 三村 申吾

岩手県知事 達 増 拓也

宮城県知事 村 井 嘉浩

秋田県知事 佐 竹 敬久

山形県知事 吉 村 美栄子

福島県知事 佐 藤 雄平

新潟県知事 泉 田 裕彦

2 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(広域応援)

第2条 全国知事会の調整の下、都道府県は被災県に対し、ブロックにおける支援体制の枠組みを基礎とした複数ブロックにわたる全国的な広域応援を実施する。

2 都道府県は、相互扶助の精神に基づき、被災県の支援に最大限努めなくてはならない。

3 第1項による広域応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。

4 都道府県は、第1項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努める。

(カバー（支援）県の設置)

第3条 都道府県は、各ブロック内で被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（以下「カバー（支援）県」という。）を協議のうえ、定めるものとする。

2 カバー（支援）県は、被災県を直接的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災県を補完することを主な役割とする。

3 カバー（支援）県について必要な事項は、各ブロックの相互応援協定等で定め、その内容を全国知事会に報告するものとする。

(幹事県等の設置等)

第4条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県等（ブロックにおける支援本部等を含む。以下同じ。）を置く。

2 幹事県等は、原則として第7条第1項に掲げる各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県等とした場合は、この限りでない。

3 幹事県等は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、大規模かつ広域な災害等の場合には、自らが属するブロック内の被災県からの要請に応じて全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。

4 幹事県等が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県等に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

- 5 各ブロックの幹事県等は、幹事県等を定めたときはその都道府県名を毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。幹事県等を変更したときも同様とする。
- 6 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。
- 7 全国知事会は、第5項又は前項による報告を受けた場合には、その状況をとりまとめるうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

(災害対策都道府県連絡本部の設置)

第5条 いずれかの都道府県において、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務を迅速かつ的確に進めるため、災害発生後速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。

- 2 連絡本部は、被災県及び被災県のカバー（支援）県並びに被災県の所属するブロックの幹事県等に対して被災情報等の報告を求める。
- 3 連絡本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

(緊急広域災害対策本部の設置)

第6条 第2条第1項の広域応援に係る事務を迅速かつ的確に実施するため、全国知事会は、全国知事会会長を本部長とする緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

- 2 対策本部は、前条第1項の連絡本部が設置されている場合は、その事務を引き継ぎ情報収集・連絡事務を行うとともに、広域応援に係る調整、広域応援実施に係る記録・データの整理事務を行う。
- 3 対策本部は、前項の事務を行うにあたり、別に定めるところにより、東京事務所長会の代表世話人への連絡を通して、各都道府県東京事務所から職員の応援を得るものとする。
- 4 対策本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

(広域応援の要請)

第7条 被災県は、次の表の自ら所属するブロック以外のブロックを構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

- 2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。
- 3 被災県は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに全国知事会又は自らが所属するブロックの幹事県等に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により広域応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。
 - (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
 - (2) 施設、提供業務の種類又は幹旋の内容
 - (3) 職種及び人数
 - (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
 - (5) 応援期間（見込みを含む。）
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 4 前項の連絡を受けた幹事県等は、速やかに、被災県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡するものとする。
- 5 全国知事会は、第3項又は前項の連絡を受け、第2条第1項で規定する広域応援を実施するときは、速やかに全都道府県へその旨を連絡するとともに、各ブロック幹事県等と連携し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡するものとする。
- 6 広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
- 7 第3項又は第4項による連絡をもって、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。
- 8 通信の途絶等により第3項又は第4項の連絡がなされず、かつ、広域応援の必要があると全国知事会会長が認める場合は、第2条第1項に規定する広域応援を実施する。この場合、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

（経費の負担）

第8条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。

ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

- 2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。
- 3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

（ブロック間応援）

第9条 幹事県等の調整の下、被災県からの要請に基づき、被災県が属するブロックに対してその隣接ブロックは、応援を行う（以下「ブロック間応援」という。）。

- 2 前項の応援の要請は、被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県から応援を要請するブロックの幹事県等へなされることを基本とする。
- 3 前項の応援については、第2条第3項及び第8条の規定を準用する。
- 4 被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県は、第1項の応援の要請をしたことを速やかに全国知事会へ連絡するものとし、連絡を受けた全国知事会は、被災県が応援を要請したブロックに対し、協力を要請するものとする。
- 5 第1項及び前項の要請を受けたブロックは、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第11条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

- 2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する。

- 2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年5月18日から適用する。

- 2 平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長、全国知事会東日本大震災復興協力本部本部長及び各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成24年5月18日

全 国 知 事 会 会 長
京 都 府 知 事

全国知事会

東日本大震災復興協力本部本部長

埼 玉 県 知 事

北海道東北地方知事会会長

北 海 道 知 事

関東地方知事会会長

静 岡 県 知 事

中部圏知事会会長

愛 知 県 知 事

近畿ブロック知事会会長

奈 良 県 知 事

中国地方知事会会長

岡 山 県 知 事

四国知事会常任世話人

徳 島 県 知 事

九州地方知事会会長

大 分 県 知 事

3 災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定

災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、福島県、茨城県、栃木県、群馬県又は新潟県（以下「五県」という。）において、災害（武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害並びに原子力災害を含む。以下「災害等」という。）が発生し被災した県（避難者（五県以外からの避難者を含む。）を受け入れている県を含む。以下「被災県」という。）単独では、十分な災害応急対策が実施できない場合、若しくは五県の地理的な特徴を活かした応援が効果的な場合に、被災県が被災県以外の県に要請する応援業務が円滑に実施されるよう、相互応援に関し、必要な事項を定める。

(連絡担当部局)

第2条 五県は、災害等の発生に備え、相互に必要な情報を連絡するため、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定めるものとする。

(応援総括県の設置)

第3条 五県は、被災県が個別に応援要請の措置を講じられない場合も想定し、被災した県ごとに応援業務の総括を担当する県（以下「応援総括県」という。）をあらかじめ協議のうえ、定めるものとする。

2 応援総括県は、被災県に対し人的・物的支援を行うほか、五県内で被災しなかった他の県（以下「応援連携県」という。）間の連絡調整及び応援連携県の代表として被災県との連絡調整を行い、被災県を補完することを主な役割とする。

(連絡員の派遣)

第4条 災害等が発生し、被災県から連絡員の派遣の求めがあったとき、又は応援総括県が必要であると認めたときは、原則として応援総括県から連絡員を派遣し、被災地の情報収集を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、応援連携県は、被災県に対し自主的に連絡員を派遣する場合は、あらかじめ応援総括県に連絡するとともに、応援総括県と連携し、共同して活動するものとする。

3 応援総括県及び応援連携県は、連絡員を派遣する場合には、派遣職員自らが消費又は使用する物資を携行するなど自律的活動に努めるものとする。

(応援要請の手続き)

第5条 被災県は、応援を要請しようとするときは、原則として応援総括県に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により応援要請の連絡を行い、後日、文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
- (2) ヘリコプターの応援要請を行う場合は、派遣場所及びヘリポートの位置
- (3) 施設、提供業務の種類又は幹旋の内容
- (4) 派遣職員の職種及び人数

- (5) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
- (6) 応援期間（見込みを含む。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の自主出動）

第6条 応援総括県及び応援連携県は、前条の規定にかかわらず、緊急に応援出動をすることが必要と認められるときは、第4条第1項の連絡員が収集した情報等により自主的に応援活動ができるものとする。

- 2 応援総括県は、前項による自主出動を実施した際には、被災県に対して出動の連絡を行うものとする。
- 3 応援連携県が、自主的な応援活動を行う場合においては、第4条第2項に準じるものとする。
- 4 応援総括県及び応援連携県は、自主的な応援活動のために職員を派遣する場合においては、第4条第3項に準じて、自律的な活動に努めるものとする。

（応援の内容）

第7条 応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 人的支援及び斡旋

- ア 救助及び応急復旧等に必要な要員
- イ 避難所の運営支援に必要な要員
- ウ 支援物資の管理等に必要な要員
- エ 行政機能の補完に必要な要員
- オ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋

(2) 物的支援及び斡旋

- ア 食料、飲料水及びその他生活必需物資
- イ 救出、医療、防疫、健康相談、施設の応急復旧等に必要資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両・ヘリコプター・船艇等

(3) 施設又は業務の提供及び斡旋

- ア ヘリコプターによる情報収集等
- イ 被災者のための医療機関及び福祉施設
- ウ 被災者を一時収容するための施設
- エ 火葬場、ゴミ、し尿処理業務
- オ 仮設住宅用地
- カ 輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援

(4) 前3号に定めるもののほか特に要請のあったもの

（応援経費の負担）

第8条 応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、被災県が負担するものとする。ただし、被災県と応援した県で協議した結果、合意が得られた場合についてはこの限りではない。

- 2 被災県は、前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、

応援した県に対し当該費用を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。）の支弁を求めることができるものとする。

- 3 被災地における情報収集活動に要した経費は、情報収集活動を行った県の負担とする。
- 4 前3項によりがたいときは、その都度、被災県、応援総括県及び応援連携県の間で協議して決定する。

（平素の連携）

第9条 五県は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練等を適宜実施するものとする。

- 2 五県は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画、国民保護計画その他参考資料を相互に交換する等、情報共有に努めるものとする。

（連絡会議の設置）

第10条 五県は、災害等発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置する。

- 2 連絡会議は、定期的開催するほか必要に応じて随時開催し、応援体制のあり方、防災訓練等の実施及び協定の見直し等について協議するものとする。
- 3 連絡会議の具体的な運営については別に定める。

（他の協定との関係）

第11条 この協定は、五県が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等を妨げるものではない。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、五県が協議して定めるものとする。

- 2 この協定の実施に関し必要な事項は、連絡担当部局が協議して、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成18年7月24日から施行する。
- 2 本協定の施行日をもって、「災害時における福島県、茨城県及び栃木県三県相互応援に関する協定（平成8年3月26日締結）」は廃止する。
- 3 本協定の施行日をもって、群馬県と新潟県において締結している「災害時の相互応援に関する協定（平成7年7月11日締結）」は廃止する。

この協定を証するため、本協定書5通を作成し、五県がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

附 則

- 1 この協定は、平成26年3月25日から施行する。
- 2 平成18年7月24日に締結された協定は、これを廃止する。

平成 26 年 3 月 25 日

福 島 県 知 事 佐 藤 雄 平

茨 城 県 知 事 橋 本 昌

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

群 馬 県 知 事 大 澤 正 明

新 潟 県 知 事 泉 田 裕 彦

4 大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書

大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書

福島県（以下「甲」という。）と社団法人福島県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時における災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処理・処分（以下「災害廃棄物の処理等」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、福島県内において大規模災害が発生した場合に、甲が乙に災害廃棄物の処理等の協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害廃棄物」とは、大規模災害により倒壊、焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに災害に伴い発生し緊急に処理する必要がある廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、県内市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が実施する次の各号の事業について、市町村等からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

- （1）災害廃棄物の撤去
- （2）災害廃棄物の収集・運搬
- （3）災害廃棄物の処理・処分
- （4）その他必要な事項

（災害廃棄物の処理等の実施）

第4条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両、資機材を手配し、市町村等が実施する災害廃棄物の処理等に最優先で協力するものとする。

2 前条の協力要請に基づき、乙は速やかに市町村等と具体的な処理の方法等について協議するものとする。

3 乙は、災害廃棄物の処理等に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

(大規模災害時の情報の提供)

第5条 甲は、大規模災害が発生した時には、乙に県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供し、円滑な協力が得られるよう努めるものとする。

2 甲は、乙が災害廃棄物の処理等を円滑に実施するために必要な情報を随時提供するものとする。

(協力要請の手続き)

第6条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、文書により難しい場合は、口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 対象市町村等名
- (2) 協力内容（予定日時、作業内容、必要な人員、車両・資機材の数量、その他）
- (3) その他必要な事項

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等の協力を行ったときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲及び市町村等に報告するものとする。

- (1) 対象市町村等名
- (2) 協力内容（協力日時、作業内容、作業担当の協会員名、収集運搬車両及び使用資機材数、処理した災害廃棄物の種類及び量、作業に従事した人員、その他）
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、原則として当該市町村等が負担するものとし、その価格は乙と当該市町村等で協議のうえ決定するものとする。

(補償の協議)

第9条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等により生じた損害等の補償については、乙と当該市町村等で協議するものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては福島県生活環境部一般廃棄物対策グループ、乙においては社団法人福島県産業廃棄物協会事務局とする。

(協会の状況等の報告)

第11条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物等の処理が円滑に行われるよう、定期的に必要資機材の確保可能数量等の状況を調査し、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

(他被災都道府県への応援)

第12条 甲が、被災した他の都道府県に対して災害廃棄物の処理等についての応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、この協定に準じて、積極的に協力するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

この協定は、平成19年 3 月 27 日から効力を発生する。

平成19年3月27日

甲 福島市杉妻町2番16号
福島県知事 佐藤雄平

乙 福島市中町9番9号 読売民友ビル別館4階
社団法人 福島県産業廃棄物協会
会長 鈴木安利

大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する
協定書の運用についての事前協議記録

福島県（以下「甲」という）と社団法人福島県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）
で締結した「大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書（平成19
年 3 月 27 日締結）」に関して、その運用は下記のとおりとする。

記

- 1 第1条に規定する「大規模災害」について
福島県災害対策本部が設置された場合を想定していること。
- 2 第2条に規定する「災害廃棄物」について
協力の対象となる「災害廃棄物」は、がれき類（建築物の解体撤去に伴って発生する
木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物）及びその他の一般廃棄物
（災害に伴い発生し緊急に処理する必要が生じたもの）であり、産業廃棄物は含まれ
ないこと。
- 3 第3条に規定する「市町村等からの要請」について
市町村等が甲に行う協力要請は、別紙様式第1により行うものであること。
- 4 第3条第1号に規定する「災害廃棄物の撤去」について
災害廃棄物の撤去については、要請市町村等の指示により、被害を受けた建築物の解
体行為を行う場合も含むものであること。
- 5 第5条に規定する「大規模災害時の情報の提供」について
甲から乙へ行う情報の提供は、本協定に基づく「協力要請」の前段としての情報提供
に加え、その後の災害廃棄物の処理全般にわたり、災害対策本部又は災害対策グルー
プを通じて得られた県内の被災、復旧状況等について、一般廃棄物対策グループが提供す
るものであること。
また、地方振興局が被災市町村等から得た情報については、該当する乙の地域協議会
に提供するものであること。
- 6 第6条に規定する「文書」について
甲が乙へ通知する協力要請文書については、別紙様式第2及び様式第2-1のとおり
とする。
- 7 第7条に規定する「文書」について
乙が甲へ報告する災害廃棄物処理等の実施報告は、任意の様式とする。
- 8 第9条に規定する「損害等の補償」について

本条は、乙が実施した災害廃棄物の処理等により何らかの支障が生じた場合に、当該市町村等と乙の間で損害等の補償について協議の場を設けることを定めたものであること。

9 第11条に規定する「報告」について

本条で、乙が甲に報告するとしている「協会の状況等の報告」については、平時において、乙の会員が災害時に人員、車両、資機材の数量などをどの程度協力可能なかを把握しておくために行うものであり、災害発生時に対処するため、概ね3年に1回を目安として報告するものであること。

平成19年3月27日

福島県生活環境部環境保全領域一般廃棄物対策グループ

参事 渡辺日出夫

社団法人福島県産業廃棄物協会

専務理事 渡邊 修

様式第1

平成 年 月 日

災害廃棄物処理等要請書

福島県知事様

要請者名

印

災害廃棄物の処理等の業務を次のとおり要請します。

項目	内容
期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
業務種別	<input type="checkbox"/> 災害廃棄物の撤去 <input type="checkbox"/> 災害廃棄物の収集・運搬 <input type="checkbox"/> 災害廃棄物の処理・処分 <input type="checkbox"/> その他必要な事項 内容 ()
処理物の種類及び概数	
内訳及び数量	<input type="checkbox"/> 人員 ※内訳 { } <input type="checkbox"/> 車両 ※内訳 { } <input type="checkbox"/> 資機材 ※内訳 { }
その他の参考事項	
担当者・連絡先	部署名・職名・氏名 所在地 (〒 -) 電話: () FAX: () メールアドレス

※ は、該当する事項にレ点を記入する。

様式第2

平成 年 月 日

災害廃棄物処理等要請書

社団法人福島県産業廃棄物協会 会長 様

福 島 県 知 事

印

災害廃棄物の処理等の業務を次のとおり要請します。

項 目	内 容
期 間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
業 務 種 別	<input type="checkbox"/> 災害廃棄物の撤去 <input type="checkbox"/> 災害廃棄物の収集・運搬 <input type="checkbox"/> 災害廃棄物の処理・処分 <input type="checkbox"/> その他必要な事項 内容 ()
処 理 物 の 種 類 及 び 概 数	
内 訳 及 び 数 量	<input type="checkbox"/> 人員 ※内訳 [] <input type="checkbox"/> 車両 ※内訳 [] <input type="checkbox"/> 資機材 ※内訳 []
そ の 他 必 要 事 項 参 考 事 項	
担 当 者 ・ 連 絡 先	部署名・職名・氏名 所在地 (〒 -) 電話: () FAX: () メールアドレス

※ □は、該当する事項にレ点を記入する。

災害廃棄物処理等要請内訳書

平成 年 月 日

県一般廃棄物対策グループ 担当者職・氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス

要請者名	要請希望期間 自 至	業務種別 ※該当ありの場合は ○及び内容を記載。	処理物の種類及び内容	人員		内訳及び数量		FAX番号		その他 必要事項 参考事項	担当者・連絡先
				内訳	数量	内訳	数量	内訳	数量		
		撤去 収集・運搬 処理・処分 その他 その他 内容									部署名 職氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス
		撤去 収集・運搬 処理・処分 その他 その他 内容									部署名 職氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス
		撤去 収集・運搬 処理・処分 その他 その他 内容									部署名 職氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス
		撤去 収集・運搬 処理・処分 その他 その他 内容									部署名 職氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス
		撤去 収集・運搬 処理・処分 その他 その他 内容									部署名 職氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス
		撤去 収集・運搬 処理・処分 その他 その他 内容									部署名 職氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス

5 大規模災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定書

大規模災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定書

福島県（以下「甲」という。）と福島県環境整備協同組合連合会（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時におけるし尿及び浄化槽汚泥（以下「災害し尿等」という。）の収集運搬の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、福島県内において大規模災害が発生した場合に、甲が乙に災害し尿等の収集運搬の協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（支援協力の要請）

第2条 甲は、被災地域の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）から災害し尿等の収集運搬について協力要請があったときは、次の各号に掲げる事項を文書で乙に要請するものとする。ただし、文書により難しい場合は、口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

- （1）対象市町村等名
- （2）協力内容（予定日時、作業内容、必要な車両の数量、その他）
- （3）その他必要な事項

（災害し尿等の収集運搬の実施）

第3条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両を手配し、市町村等が実施する災害し尿等の収集運搬に最優先で協力するものとする。

- 2 前条の支援協力要請に基づき、乙は速やかに市町村等と具体的な処理の方法等について協議するものとする。

（大規模災害時の情報の提供）

第4条 甲は、大規模災害が発生した時には、乙に県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供し、円滑な協力が得られるよう努めるものとする。

- 2 甲は、乙が災害廃棄物の処理等を円滑に実施するために必要な情報を随時提

供するものとする。

(実施報告)

第5条 乙は、災害し尿等の収集運搬の支援協力を行ったときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲及び市町村等に報告するものとする。

- (1) 対象市町村等名
- (2) 支援協力内容（協力日時、作業内容、作業担当の会員名、収集運搬車両数、処理した災害し尿等の種類及び量、作業に従事した人員、その他）
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第6条 支援協力は、無償で行うものとする。

(補償の協議)

第7条 第2条に規定する要請に基づき乙が実施したし尿等の収集運搬により生じた損害等の補償については、乙と当該市町村等で協議するものとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては福島県生活環境部一般廃棄物対策グループ、乙においては福島県環境整備協同組合連合会事務局とする。

(会員の状況等の報告)

第9条 乙は、この協定に基づく災害し尿等の収集運搬が円滑に行われるよう、定期的に収集運搬車両の保有台数の状況を調査し、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

(他被災都道府県への応援)

第10条 甲が、被災した他の都道府県に対して災害し尿等の収集運搬についての応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、この協定に準じて、協力するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

この協定は、平成19年3月27日から効力を発生する。

平成19年3月27日

甲 福島市杉妻町2番16号

福島県知事 佐藤雄平

乙 福島市三河南町1番20号

福島県環境整備協同組合連合会

会長 佐藤博

大規模災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する
協定書の運用についての事前協議記録

福島県（以下「甲」という）と福島県環境整備協同組合連合会（以下「乙」という。）
で締結した「大規模災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定書（平成19年
3月27日締結）」に関して、その運用は下記のとおりとする。

記

- 1 第1条に規定する「大規模災害」について
福島県災害対策本部が設置された場合を想定していること。
- 2 第2条に規定する「市町村等からの要請」について
市町村等が甲に行う協力要請は、別紙様式第1により行うものであること。
- 3 第2条に規定する「文書」について
甲が乙へ通知する協力要請文書については、別紙様式第2及び様式第2-1のとおりとする。
- 4 第4条に規定する「大規模災害時の情報の提供」について
甲から乙へ行う情報の提供は、本協定に基づく「協力要請」の前段としての情報提供に加え、その後の災害し尿等の処理全般にわたり、災害対策本部又は災害対策グループを通じて得られた県内の被災、復旧状況等について、一般廃棄物対策グループが提供するものであること。
また、地方振興局が被災市町村等から得た情報については、該当する乙の会員に提供するものであること。
- 5 第5条に規定する「文書」について
乙が甲へ報告する災害し尿等の収集運搬の実施報告は、任意の様式とする。
- 6 第6条について
無償支援協力期間は、最大7日間とすること。
- 7 第7条に規定する「補償」について
本条は、乙が実施した災害し尿等の収集運搬により何らかの支障が生じた場合に、当該市町村等と乙の間で損害等の補償について協議の場を設けることを定めたものであること。
- 8 第9条に規定する「報告」について
本条で、乙が甲に報告するとしている「会員の状況等の報告」については、平時において、乙の会員が災害時にどの程度協力可能なかを把握しておくために収集運搬車両（バキューム車）の保有台数を毎年度報告するものであること。

平成19年 3月27日

福島県生活環境部環境保全領域一般廃棄物対策グループ

参 事 渡 辺 日 出 夫

福島県環境整備協同組合連合会

専務理事 井 上 浩

様式第1

平成 年 月 日

し尿等の収集運搬要請書

福島県知事様

要請者名

印

し尿等の収集運搬業務を次のとおり要請します。

項目	内容
期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
処理物の種類及び概数	
内訳及び数量	■車両 ※内訳 []
その他の参考事項	
担当者・連絡先	部署名・職名・氏名 所在地（〒 - ） 電話：（ ） FAX：（ ） メールアドレス

様式第2

平成 年 月 日

し尿等の収集運搬要請書

福島県環境整備協同組合連合会 会長 様

福 島 県 知 事

印

し尿等の収集運搬業務を次のとおり要請します。

項 目	内 容
期 間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
処 理 物 の 種 類 及 び 概 数	
内 訳 及 び 数 量	■車両 ※内訳 []
そ の 他 必 要 事 項 参 考 事 項	
担 当 者 ・ 連 絡 先	部署名・職名・氏名 所在地(〒 -) 電話: () FAX: () メールアドレス

し尿等の収集運搬要請内訳書

県一般廃棄物対策グループ 担当者職・氏名
 電話番号 FAX番号 メールアドレス

要請者名	要請希望期間 自 至	処理物の種類及び内容	内訳及数量		その他 必要事項 参考事項	担当者・連絡先
			車輦 内訳	数量		
						部署名 職名 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス
						部署名 職名 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス
						部署名 職名 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス
						部署名 職名 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス
						部署名 職名 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス
						部署名 職名 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス
						部署名 職名 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス
						部署名 職名 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス
						部署名 職名 氏名 電話番号 FAX番号 メールアドレス

大規模災害時における建築物等の解体等に伴う
災害廃棄物の収集運搬等に関する協定書

福 島 県

一般社団法人福島県解体工事業協会

大規模災害時における建築物等の解体等に伴う 災害廃棄物の収集運搬等に関する協定書

福島県（以下「甲」という。）と一般社団法人福島県解体工事業協会（以下「乙」という。）とは、大規模災害により被災した建築物等構造物の解体等に伴う災害廃棄物の収集運搬等の協力に関し、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、津波、風水害等の大規模災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合における被災した建築物の解体等に伴う災害廃棄物の撤去等を迅速かつ的確に実施するため、その必要な手続等について定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害廃棄物」とは、大規模災害により倒壊、焼失等をした建築物等構造物（その機能を失ったものに限る。）の解体に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず及びこれらの混合物並びに災害に伴い発生し緊急に処理する必要がある廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）をいう。

（要請）

第3条 甲は、県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が実施する次の事業（以下「災害廃棄物の収集運搬等」という。）について、市町村等からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集、運搬
- (3) 災害廃棄物の処理、処分
- (4) その他必要な事項

2 甲は、災害廃棄物の収集運搬等の他、甲が必要と認める場合に、乙に協力を要請するものとする。

3 甲は、前2項の規定により協力の要請を行うに当たっては、「災害廃棄物処理等要請書」（別紙様式）により行うものとする。ただし、文書で要請するいとまがないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

（災害廃棄物の収集運搬等の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請があったときは、乙の会員（以下「協会員」という。）の中から担当事業者を決定し、市町村等が実施する災害廃棄物の収集運搬等に協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の収集運搬等に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うこと。
- (2) 周囲の生活環境を損なわないよう配慮すること。
- (3) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

(情報の提供)

第5条 甲は、県内の被災、復旧状況等乙が災害廃棄物の収集運搬等を円滑に実施するために必要な情報を乙に提供し、円滑な協力が得られるよう努めるものとする。

(実施報告)

第6条 乙は、災害廃棄物の収集運搬等を実施したときは、次の事項を記載した書面で甲及び当該災害廃棄物の収集運搬等に関する市町村等に報告するものとする。ただし、第3条第2項の規定による協力の要請に係る災害廃棄物の収集運搬等を実施したときは、甲のみに報告するものとする。

- (1) 対象市町村等名
- (2) 協力内容（協力した日時、作業内容、担当事業者名、収集運搬車両及び使用資機材、処理した災害廃棄物の種類及び量、作業に従事した人員）
- (3) その他必要な事項

(経費の負担)

第7条 第3条第1項の規定に基づき乙が実施した災害廃棄物の収集運搬等に要した費用については原則として要請した市町村等が、同条第2項の規定に基づき乙が実施した災害廃棄物の収集運搬等に要した費用については甲が負担するものとし、その価格は、災害等発生直前時における適正な価格を基準として、甲又は当該市町村等と乙が協議して決定するものとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては福島県生活環境部一般廃棄物課、乙においては一般社団法人福島県解体工事業協会事務局とする。

(協会の状況等の報告)

第9条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の収集運搬等が円滑に行われるよう、甲の求めに応じ、協会の名簿、必要資機材の確保可能数量等の状況を報告するものとする。

(他被災都道府県への応援)

第10条 甲が、被災した他の都道府県に対して災害廃棄物の収集運搬等についての応援を行うため、乙に協力要請を行った場合においても、乙はこの協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の締結については、締結の日から効力を発するものとし、甲乙協議の上、協定を解除した場合を除き、その効力を継続するものとする。

(雑則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年1月15日

甲 福島市杉妻町2番16号
福島県
福島県知事 内堀 雅雄

乙 郡山市日和田町大窪50番地の8
一般社団法人福島県解体工事業協会
代表理事 根本 守

別紙様式

平成 年 月 日

災害廃棄物処理等要請書

一般社団法人福島県解体工事業協会 代表理事 様

福島県知事 印

災害廃棄物の処理等の業務を次のとおり要請します。

項目	内容
要請者	
期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで
業務種別	<input type="checkbox"/> 災害廃棄物の撤去 <input type="checkbox"/> 災害廃棄物の収集・運搬 <input type="checkbox"/> 災害廃棄物の処理・処分 <input type="checkbox"/> その他必要な事項 内容 ()
処理物の種類及び概数	
内訳及び数量	<input type="checkbox"/> 人員 ※内訳 () <input type="checkbox"/> 車両 ※内訳 () <input type="checkbox"/> 資機材 ※内訳 ()
その他の参考事項	
担当者・連絡先	部署名・職名・氏名 所在地 (〒 -) 電話: () FAX: () メールアドレス

※ □は、該当する事項にレ点を記入する。

7 災害廃棄物の処分又は再生を他市町村で行う際の通知（例）

参考例

〇〇第〇〇号

令和〇年〇月〇日

〇〇県〇〇市町村長 様

〇〇市町村長

一般廃棄物の処分の委託について（通知）

（災害名などを記載）により発生した災害廃棄物の処理については、当市町村にある（施設名などを記載）での処理を最優先にしておりますが、処理能力を超える災害廃棄物が発生し、その処理に長期間を要することから、県内外に所在する処理施設での広域処理を検討しています。

つきましては、貴市町村内に所在する施設に対し、災害廃棄物の処理について、下記のとおり委託したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年、法律第137号）第6条の2第2項の規定する同施行令第4条第9号イにより通知します。

記

- 1 処分又は再生の場所の所在地（埋立処分を委託する場合には、埋立地の所在地、面積及び残余の埋立容量）
〇〇県〇〇市〇〇
- 2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 受託者 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇
 - (2) 住所 〇〇県〇〇市〇〇
- 3 処分又は再生に係る一般廃棄物の種類及び数量並びにその処分又は再生の方法
 - (1) 種類及び数量 災害廃棄物である可燃性廃棄物 〇〇トン
 - (2) 処分方法 焼却
- 4 処分又は再生を開始する年月日
令和〇年〇月〇日

（〇〇課 担当者の役職・氏名 電話番号）

委 託 契 約 書

■■■■ (以下「甲」という。)と■■■■ (以下「乙」という。)とは、業務の委託について次の条項により、契約を締結する。

(委託業務)

第1条 甲は、次に掲げる業務(以下「業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(1) 災害廃棄物処理業務委託

(委託期間)

第2条 委託期間は、平成30年9月7日から平成31年1月18日までとする。

(業務委託料)

第3条 甲は、業務に対する委託料として災害廃棄物処理量10キログラムあたり金■■■円を乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、免除する。

(実施方法)

第5条 乙は業務に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙の委託業務処理要領(以下「要領」という。)に基づき、誠実にこれを履行しなければならない。

(権利業務の譲渡等)

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は業務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託の禁止)

第7条 乙は、業務の全部を一括して、又は甲が要領において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の主たる部分のほか、甲が要領において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が要領において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

4 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(業務担当員)

第8条 甲は、業務担当員を定めたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。業務担当員を変更したときも、同様とする。

2 業務担当員は、この契約書の他の条項に定めるもののほか、要領の定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 業務について乙の業務処理責任者に対して指示すること。

(2) 要領の記載内容に関する乙の業務処理責任者の確認の申出に対して承諾を与え、又は質問に対して回答すること。

(3) 契約の履行について、乙の業務処理責任者と協議すること。

(4) 業務の進捗よくの確認、要領の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況を調査すること。

3 第2項の規定による業務担当員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

4 この契約書に定める書面の提出は、要領に定めるものを除き、業務担当員を経由して行うものとする。この場合においては、業務担当員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(業務処理責任者)

第9条 乙は、業務の管理を行う業務処理責任者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。業務処理責任者を変更したときも、同様とする。

2 業務処理責任者は、この契約の他の条項に定めるもののほか、業務の管理及び統轄を行う権限を有する。

(業務処理責任者等に対する措置請求)

第10条 甲は、業務処理責任者が、その業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求の受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

3 乙は、業務担当員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(履行報告)

第11条 乙は、要領に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

(要領等の変更)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、要領又は業務に関する指示（以下「要領等」という。）の変更内容を乙に通知して、要領等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、委託期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 甲は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、委託期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙が業務の統行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(乙の請求による委託期間の延長)

第14条 乙は、その責めに帰することができない理由により委託期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示して、甲に委託期間の延長変更を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、委託期間を延長しなければならない。甲は、その委託期間の延長が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行ない、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(甲の請求による委託期間の短縮等)

第15条 甲は、特別の理由により委託期間を短縮する必要があるときは、委託期間の短縮変更を乙に請求することができる。

2 甲は、この契約書の他の条項の規定により委託期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する委託期間について、乙に通常必要とされる委託期間に満たない委託期間への変更を請求することができる。

3 甲は、前2項の場合において、必要があると認めるときは、業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(委託期間の変更方法)

第16条 委託期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議の開始日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が委託期間を変更する理由が生じた日（第15条の場合に合っては、甲が委託期間の変更の請求を受けた日、前条の場合に合っては、乙が委託期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合に合っては、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第17条 業務委託料の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議の開始日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が業務委託料を変更する理由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(臨機の措置)

第18条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ、業務担当員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を業務担当員に直ちに通知しなければならない。

3 業務担当員は、災害防止その他業務を行ううえで特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が業務委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、甲がこれを負担する。

(一般的損害)

第19条 業務を行うにつき生じた損害(次条第1項及び第2項に規定する損害を除く。)については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第20条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、甲の指示、その他甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示等が不適当であること等甲の責めに帰すべき理由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当るものとする。

(検査及び引渡し)

第21条 乙は、業務が完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

(業務委託料の支払)

第22条 甲は、要領に定めるところにより適法な請求を受けたときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第23条 乙の責めに帰すべき理由により、委託期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、違約金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、委託期間の業務完了の期限の翌日から業務完了の日までの日数に応じ、業務委託料の額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額とする。

3 甲の責めに帰すべき理由により、第22条の業務委託料の支払が遅れた場合は、乙は、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その業務委託料の額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて、甲に対して遅延利息の支払を請求することができる。

(甲の解除権)

第24条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 乙の責めに帰すべき理由により委託期間内に業務が完了しないと明らかにみとめられるとき。

- (3) 業務処理責任者を配置しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (5) 第27条第1項各号に規定する理由によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (6) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 乙がイからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定により、契約が解除されたときは、乙は、業務委託料の10分の1に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。
- 第25条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。
- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、かつ、当該排除命令が同条第7項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき。
 - (2) 乙が、独占禁止法第50条第1項に規定する課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、かつ、当該納付命令が同条第5項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
 - (3) 乙が、独占禁止法第66条に規定する審決（同条第3項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。
 - (4) 乙が独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
 - (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われ、かつ、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合（独占禁止法第49条第7項、第50条第5項若しくは第52条第5項の規定により確定した場合（当該確定した納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取消された場合を含む。）若しくは独占禁止法第66条に規定する審決（同条第3項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかった場合又は同項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において当該訴えを却下し、若し

この契約を証するため本書2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年 9月 7日

甲

乙



9 市町村が県に災害等廃棄物処理を事務委任する場合の規約の例

〇〇市（町村）と〇〇県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託に関する規約

（災害等廃棄物処理の事務の委託）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、〇〇市（町村）は、その事務として行う廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第22条に規定する災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理（以下、「災害廃棄物処理の事務」という。）を県に委託する。

（委託事務の範囲）

第2条 前条の規定により県に委託する災害廃棄物処理の事務（以下「委託事務」という。）の範囲は、（災害名などを記載）による災害により特に必要となった廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理とする。

（委託事務の管理及び執行の方法等）

第3条 委託事務の管理及び執行については、県の条例、規則その他の規定（以下、「条例等」という。）の定めるところによる。

2 委託事務の管理及び執行によって生じる収益は、県の収入とする。

（委託事務に要する経費の負担等）

第4条 委託事務に要する経費は、〇〇市（町村）が負担する。

2 前項の経費の算定の方法並びに広報の方法及びその時期は、〇〇市（町村）と県が協議して定める。この場合において、知事はあらかじめ当該経費の見積もりに関する書類を〇〇市（町村）に送付するものとする。

（補足）

第5条 知事は、委託事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、改正し、又は、廃止したときは、直ちに〇〇市（町村）長に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、災害廃棄物処理の事務の委託に関し必要な事項は、〇〇市（町村）と県が協議して定める。

附 則

この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。

第4 関係法令、通知等確認サイト

環境省 災害廃棄物対策情報サイト

<http://kouikishori.env.go.jp/guidance/download/>

